

昭和恐慌期の小作争議

—和歌山県御坊争議に即して—

目次

一はじめに——問題の所在——

二日高郡の位置

農業生産の構造

地主小作関係

労働市場の展開

三御坊争議の基礎過程

争議の経済的条件

争議主体の階層性

争議の論理

四第一次争議の経過

争議の発端

争議の展開

争議の終始

庄

司

俊

作

五 第二次争議の経過

1 争議再発の原因

2 争議の展開

3 争議の終結

六 御坊争議の意義

1 大正末期の争議との相違点

2 地主の小作人支配の変化

七 結びにかえて

一 はじめに——問題の所在——

近年、昭和恐慌下の小作争議をめぐる議論が活発化しつつある。主たる論点は、大正末期の争議に比べて、恐慌下の争議は前進的内容を有していたか否か、さらには「革命的」高揚を示したか否か、という点にある。⁽¹⁾ 議論の内容は多岐にわたるが、争議の構造把握に関連して、特に争議主体の階層性が中心的な争点になっていることは周知のことである。

ところが、別稿⁽²⁾すでに検討した如く、かかる問題の立て方は、端的に言って一面的であり、問題の核心に迫るものではなかった。そこでまず、事例研究の課題として、従来の研究が欠落させていた点を、恐慌下の全体的な争議発生状況を踏まえつづ確定することから始めよう。

〔二〕 土地争議に即して 昭和期、とりわけ昭和恐慌期以降、土地争議の増加・激劇化が争議発生状況の基本的特徴をなしていたことは改めて指摘するまでもない。問題は、この事実の評価であるが、従来の如く、運動として土地

争議は小作料関係争議に比べて前進していたか否か、という議論に終始する限り、的はずれと言わざるをえない。土地争議に付随する肝心の問題が看過されているからである。

第一に、土地争議とはいっても、内実は、あくまでも地主の土地返還要求によって余儀なくなれた小作農民の守勢的・防衛的争議にほかならない。東畠精一氏も指摘している如く、その本質は争議というより「懇願たり歎願たる」ものであった⁽³⁾。これらの点についてはもはや議論の余地はないと思われる。

従つて、第二に、「C+V」の意識化を根拠とし、分配をめぐる闘いに終始した大正末期の争議に比べて、たとえ地主の土地要求を契機としていたとはいえ、まさに土地所有のあり方そのものが問題化した土地争議には、その限りで、小作農民が地主的土地位の桎梏を意識する契機もより強く内包されていたといえる。けれども、それ以上のものではなかつた。この意味で、土地争議の増加に象徴される「第二次高揚期の農民運動（が）……第一次高揚期の發展であり、新たな情勢下での延長戦」⁽⁴⁾という見方は、運動の内実に即した場合、明らかに過大評価であると言わねばならない。

右のような見方には、昭和恐慌期の体制的危機の根拠を土地争議に求める意図がある。しかしながら、争議の個別的性格と、国家の国民統合に与えたその客観的意味は、明確に区別されるべきである⁽⁵⁾。

土地争議の本質的問題は、それに具現したところの、日本資本主義社会の特異性、そしてその支配体制に与えた意味に関連した事柄にある。具体的に述べよう。

周知の如く、東畠氏は、日本における小作争議の発生の態様に触れて、「景気の変動と小作争議の変動と（が）……明らかな関係を示す」ことに注意を促した。つまり、土地争議は、地主が不況・恐慌の打撃を小作人へしわ寄せしよ

うとしたことに原因があった。しかし、それは、争議の特殊日本の形態だと言うのである。この指摘は、同じく昭和恐慌期に資本攻勢的争議の激発をみた労働争議にも基本的に妥当する。

一般に、日本資本主義の特徴として、昭和恐慌の打撃の「軽微さ」と恐慌脱却の「迅速性」が指摘される⁽⁷⁾。けれども、その反面は、こうした中小企業＝非独占部門あるいは農業部門への矛盾のしわ寄せであり、そこでの陰微で深刻な階級対立の激化であった。経済的危機が失業問題としてたち現われ、実際、大恐慌期には争議形態による階級対立は沈静化した、ドイツ・イタリアを含む欧米諸国とは、この点で鋭い対照をなした⁽⁸⁾。これは、折から体制的に整備されつつあった独占資本の経済支配が強靱に貫徹していたことを示す一方、「重層性」なし「前近代的」と特徴づけられてきた日本資本主義社会の特異性を反映したものにほかならない。

この点の認識は、日本におけるファシズム形成の問題を考察する際、不可欠の前提をなすと考えられる。一つには、支配体制のファシズモ的再編の国内的契機＝国民統合の困難化の問題⁽⁹⁾、さらには「擬似革命」の契機の微弱性⁽¹⁰⁾というその特徴にそれぞれ関連してである。

以上、総括的に言えば、日本資本主義論としての土地争議の分析・位置づけの必要性ということにほかならない。

〔二〕 小作料関係争議に即して 昭和恐慌期の小作争議の問題としては、土地争議のほかに、小作料関係争議（以下、単に「小作争議」「争議」と言う場合はすべて小作料関係争議を指す）の問題が併せて検討されねばならない。従来、意識的に区別されることはなかったが、争議主体の階層性を中心に昭和恐慌下の小作争議を問題にする際、主として対象にされたのは、実は、集団的争議としての小作料関係争議であった⁽¹¹⁾。しかしながら、その問題の立て方にやはり重大な難点があったと言わざるをえない。一口に言って、全体的な争議発生状況が明確化されずにいたため、

事例研究における課題、分析の焦点が定まつていなかつたと思われる。⁽¹²⁾

すでに、筆者は、恐慌期における小作料関係争議の全体的な発生状況を検討するなかで、争議件数の停滞・減少、要求内容の後退、そして争議の規模と広がりの縮小がそれぞれ地域差を持ちつつも生じていたことを指摘した。⁽¹³⁾さらに、現実に発生した争議の経過と帰趨を見ても、小作人の姿勢は著しく消極的・妥協的となり、また農民組合の分裂・解体が頻繁化していく。分配問題をめぐる小作農民の動向は、昭和恐慌期には明らかに消極化・困難化したのであつた。

恐慌期には争議は「革命的」高揚を示した、という通説的見解が誤りであることは、右の事実に照らして明らかである。しかし、もちろん、それで問題が全て解決したわけではない。例えば、争議主体の階層性の問題である。争議の消極化・困難化のなかで、特に上層を中心として中農層の体制内化が進む一方、その数に見合うものではないが（Ⅱ争議規模の縮小）貧農・半プロ層——大正末期には争議に極めて消極的であった——の一部が積極的に争議に参加するようになつたことは、論理的にも否定しえないと思われる。この点を実証するのが第一の問題である。

第二には、より重要な問題として、争議主体の階層性のこうした変化が、争議の展開・質をいかに規定したかが明らかにされねばならない。その際、特に以下のような点に留意する必要がある。

(1) 恐慌期の争議の一つの特徴として、「暴動化」ということがよく指摘される。⁽¹⁴⁾そして、それは、争議の「革命性」と一義的に結びつけて理解されてきた。けれども、この理解も短絡であると思われる。まず、「暴動化」する争議は、大正末期に広範な争議の経験を有する先進地域ではなく、むしろ後進地域でより多く見られた。つまり、「暴動化」は、基本的には地主側の争議に対する対応の変化に規定されており、この点で大正末期の争議からの発展と単純に理

解することはできない。従つて、事例研究を通して小作農民の「暴動化」がいかなる闘いのなかで生じたかが解明される必要がある。さらに、争議が「暴動化」した際の要求内容も問題となる。

(2) 大正末期の争議の場合、協調体制の確立という帰結の形態が一般的であったと言える。⁽¹⁵⁾ それは、一面で、争議主体である中農層の変革主体としての力量を示していた。その点、貧農・半プロ層にあってはどうか。また、争議の困難化を反映して農民組合の分裂・解体が広く生じていることを見ると、恐慌下には争議→協調体制の成立というケースは極めて稀であったように思われる。とすれば、恐慌下争議の帰趨はいかなるものであつたのか。

これらの点をはじめ、小作料関係争議についても、今後事例研究によって解明すべき課題は多い。ところが、多くの成果が存在するにもかかわらず、これまで、右の(1)・(2)の問題すら充分明らかにされてきたとは言いがたい。それは、おそらく問題関心の一面性によると思われる。例えば、従来の議論では、冒頭で述べた論点をめぐっていざれの見解をとるにせよ、貧農・半プロ層は争議に「革命性」・「強固さ」を付与するもの、という認識では概ね一致していた。いや、より正確に言えば、貧農・半プロ層の革命的性格をともに前提とした上で、恐慌下争議の問題を、主として争議主体の階層性の問題に解消していく、というのがこれまでの議論の仕方ではなかつたか。しかし、その議論の前提自体が、そもそも問題なのであつた。

以上見たように、昭和恐慌期の小作争議を分析・評価するに当つては、①小作料関係争議と土地争議を区別すること、そして②争議の個別の性格と体制的意味の差異等に留意することがまず必要である。加えて、③両争議の発生状況には明確な地域性が見られるので、分析地域の位置にも注意せねばならない。その点で、大正末期の争議——争議地域が限定されていた上に、争議内容が单一であつた——のように分析手続きは単純ではない。筆者も、これまで恐

慌下争議の全体的状況についていくつかの分析を行なつてきた。それらを前提として小作料関係争議に関する上述のような問題を、個別事例に即して明らかにすること、ここに本稿の目的がある。事例とするのは、一九三〇年に和歌山県日高郡で発生した御坊争議である。⁽¹⁵⁾

- (1) 詳細は、西田美昭「昭和恐慌期における農民運動の特質」(東京大学社会科学研究所編『昭和恐慌』東京大学出版会、一九七八年) 参照。
- (2) 拙稿「昭和恐慌期の小作争議状況」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』第三〇号、一九八一年)
- (3) 東畠精一「農村問題の諸相」(岩波書店、一九三八年) 一二三頁。
- (4) 大島清「農民運動史の段階区分」(農民運動史研究会編『日本農民運動史』東洋経済新報社、一九六一年) 一九二頁。
- (5) 東畠、前掲書あるいは「昭和恐慌・戰時体制下の地主的・土地所有」(土地制度史学会編『資本と土地所有』御茶の水書房、一九七九年) をはじめとする暉峻衆三氏の昭和恐慌期農業問題に関する一連の論稿には、不充分ではあるが正当にもこうした観点がでていた。それらに学びつつ、さらに具体的な分析を試みたのが、拙稿「戰前土地政策の歴史的性格」(『日本史研究』一三六号、一九八一年)である。
- (6) 東畠精一「農地をめぐる地主と農民」(酣墨社、一九四七年) 六六頁。
- (7) さしあたり、社会経済史学会四九回大会での原朗氏の「問題提起」(社会経済史学会編『一九三〇年代の日本経済』東京大学出版会、一九八二年) 参照。
- (8) さしあたり、戸塚秀夫・徳永重良編『現代労働問題』有斐閣、一九七八年) 参照。
- (9) 前掲、拙稿「戰前土地政策の歴史的性格」参照。
- (10) この点の要因としては一般的に、「上からのファシズム」という日本の特殊性が強調されてきた(例えば、木坂順一郎「日本ファシズム国家論」「体系・日本現代史」第三巻、日本評論社、一九七九年)。もちろんそれが基本的であるが、昭和恐慌期における労働争議・小作争議の態様に示現した日本資本主義の構造的特異性も看過してはならないであろう。
- (11) 代表的な研究としては、酒井淳一「昭和恐慌期における『貧農的』農民運動の研究」(東北大農学部農業經營学研究室『農業経済研究報告』第六号、一九六五年)、西田美昭「養蚕製糸地帯における地主經營の構造」(永原慶一他著『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会、一九七〇年)、同、前掲論文、同編著『昭和恐慌下の農村社会運動』(御茶の水書房、一九七八年)、林宥一「昭和恐慌下小作争議の歴史的性格」(大江志乃夫編著『日本ファシズムの形成と農村』校倉書房、一九七九年)、等々がある。
- (12) そのなかにあって、暉峻衆三「昭和恐慌期の農民運動」(磯野誠一他編『社会変動と法』勁草書房、一九八一年)は、単に小作争議だけ

でなく、恐慌期の農民運動全体の動向を分析した貴重な研究である。輝峻氏は同論文で、以前と主張を変え、正当にも恐慌期における小作争議の困難化を指摘している。念のため。

(13) 以下の点の詳細は、前掲「昭和恐慌期の小作争議状況」参照。

(14) さしあたり、「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ（三二一年テーゼ）」（石堂清倫・山辺健太郎編『コモンテン・日本に關するテーゼ集』青木書店、一九六一年）参照。

(15) 抽稿「小作争議と地主制の後退」（『土地制度史学』第八三号、一九七九年）、坂根嘉弘「協調体制の歴史的意義」（『日本史研究』111111号、一九八一年）。

(16) 御坊争議については、谷口幸男「和歌山県における農民闘争と水平運動」（『部落問題研究』第一四輯、一九六九年）、和歌山県歴教協日高支部「日高平野における農民闘争」（『部落問題研究』第二五輯、一九六九年）、中村政則「労働者と農民」小学館、一九七六年、三七六一八四頁）などに紹介されているほか、『農地制度資料集成』（第二卷）に厖大な資料が掲載されてるので併せて参照されたい。

二一 日高郡の位置

すでに別稿で指摘した如く、小作争議の発生状況および農民組合の設立状況を基準として地域区分すれば、和歌山県は一応「先進地域」に属する。⁽¹⁾ ただ、詳細に言えば、同じ先進地域でも大阪府・兵庫県などとはかなり異なる特徴を有していた。まず、争議件数では、大正末期の高揚は弱く、そのぶん一九三三～三五年の第二の高揚期に相対的に大きな盛り上がりが見られた。土地争議も停滞的に推移しているとはいえ先進地域のなかでは高い件数割合を示している。また、農民組合は、全体的に結成が遅れた上に（特に二九～三一年に結成された組合が多く）、組合員比重も先進地域では低い方であった。要するに、和歌山県は、京都府・奈良県とともに先進地域の遅れた部分を構成しているのである。

右の特徴をさらに郡単位で見るとどうか。和歌山県では、常識的に紀北・紀南・熊野の三地域に区分することが多

昭和恐慌期の小作争議

第1表 郡別に見た小作争議件数の推移 (単位: 件)

郡名	1921	22	23	24	25	26	27
海草	37	22	10	—	13	11	15
那賀	17	29	17	12	18	18	18
伊都	28	15	12	3	4	15	3
有田	12	—	11	1	—	—	—
日高	6	—	1	—	1	1	1
牟婁	2	1	1	—	—	—	—
東牟婁	1	3	1	1	—	—	—
合計	103	70	53	17	37	45	35

- 注) 1. 和歌山県「小作争議台帳」(和歌山県史編纂室所蔵)より作成。
 2. なお、『小作年報』が示す全県の争議件数は、21年101件、22年66件、23年47件、24年18件、25年53件、26年65件、27年48件である。21~24年はほぼ一致するが、25年以降はかなり大きな差が生じている(理由は不詳)。

いが、事実、三地域の間には農業構造、労働市場の展開、そして地主小作関係・小作争議の発生状況で顕著な相違があった。例えば、この点について県の小作官も次の如く報告している。

小作争議ノ分布状況ハ從来本県ニ於テハ東北部ニ属スル紀ノ川沿岸平野海草、那賀、伊都、和歌山市ニ多カリシモ、昭和五年一月頃ヨリ農民組合ノ進出ニ伴ヒ有田、日高両郡ノ紀南地方及熊野方面ニマテモ拡大シソツアリ就中日高郡ハ最近ニ於テ県下第一ノ争議地帯トナリタリ、惟フニ紀南地方ハ從来不合理ナル小作条件ノ下ニ小作ヲ営ミツツアリシモ、農民ノ幼稚ナルト交通不便ノ為メ農民組合運動行届カサリシ為メ比較的平穏ナリシモ、最近鉄道ノ開通ニ伴ヒ農民組合ハ之等未組織ノ開拓ニ努力シタル為メ、俄ニ争議激甚地ト化スルニ至リシナリ。⁽³⁾

大正末期の争議件数を郡別に示した第1表からも、同様の事実が伺える。日高郡で農民の闘争組織・全農日高同盟が結成されるのは、二九年一二月であつた。その意味で、御坊争議は、昭和期に入つての不況の深化・恐慌を契機とする典型的な争議であつたと言えよう。日高郡では、なぜ争議が大正末期ではなく昭和恐慌期になつて発生したのか。御坊争議の構造把握にはまずこの点の検討が必要である。そこで以下では、紀北地方——大正末期すでに相当の争議があ

あつた——の特徴を典型的に示す海草郡と対比しながら、日高郡の経済的位置を明らかにしてみたい。

1 農業生産の構造

まず、第2表で農業生産の構造を見てみよう。同表は、米・麦・みかんのほか、価額で上位八位までの作目の作付面積の推移を示しているが、ここから以下の三点が指摘できる。

第一に、日高郡ではみかんの栽培が極めて低調であった。大正末から昭和期にかけて微増しているものの、価額、作付率とも五・六%の水準に止まっていた。みかんは大部分販売用である上に、一反当たり純収益が米作に比べて一・九倍（三四年）という高い収益性があつた⁽⁴⁾。海草郡との作付率の差はほぼ一〇%であるが、みかん栽培が不活発なこの農家経営的劣位が、それ故この数字以上のものであったことは言うまでもない。郡内でも、特に主だった争議地域は、平坦部に分布していただけにみかん栽培はほとんど無視しうる状況にあつた⁽⁵⁾。

第二に、みかん以外の作物の構成でも、両郡には著しい相違があつた。海草郡では、大根・スイカをはじめ、昭和期に入つて登場する玉葱・キュウリなどの商品作物が盛んに栽培されていた。これに対して、日高郡では除中菊を別にすれば、サツマイモ・ソラマメ・大豆・サトイモなどの半自給的作物が圧倒的な比重を占めていたのである。そのうえ、海草郡では、特に大正末期以降商品作物の抬頭が顕著化するが、日高郡の農業生産構造はほとんど不变であった。例えば、サツマイモの作付率の推移を見ると、海草郡では一九一五年九・五→一〇年六・七→一五年八・〇→三〇年二・三→三五年一・七%と昭和期に入つて激減しているが、日高郡では同様に六・三→六・二→五・三→五・三→四・一%と停滞的であった。また、綠肥裏作田の比率を見ると、海草郡では同様に五・六→一〇・一→一三・八→

昭和恐慌期の小作争議

第2表 各作目の作付面積の推移

(イ) 日高郡

(単位:町, %)

	1915	20	25	30	35
米	5.538 (79)	5.556 (79)	5.450 (76)	5.365 (72)	4.930 (63)
麦	3.541 (51)	2.476 (35)	2.249 (31)	2.314 (31)	1.701 (22)
みかん	164 (2)	202 (3)	265 (4)	345 (5)	553 (7)
1 除虫菊	71	サツマ イモ 441	除虫菊 306	サツマ イモ 392	除虫菊 954
2 サツマ イモ	443	除虫菊 74	サツマ イモ 380	除虫菊 230	サツマ イモ 319
価 3 大根	145	ソラマ メ 347	大根 116	大根 135	大根 184
額 4 ソラマ メ	39	大根 134	ソラマ メ 333	ソラマ メ 321	スイカ 45
順 5 大豆	133	大豆 105	大豆 112	サトイ モ 43	ソラマ メ 275
位 6 コウゾ	96	コウゾ 88	サトイ モ 38	スイカ 15	サトイ モ 44
7 サトイ モ	56	サトイ モ 40	ナス 29	大豆 99	ジャガ イモ 43
8 ナス	26	ナス 26	タケノ コ 20	ナス 27	ナス 39
総耕地面積	7.009	7.063	7.155	7.420	7.774

(ロ) 海草部

	1915	20	25	30	35
米	6.524 (69)	6.504 (68)	6.250 (66)	5.439 (62)	4.590 (60)
麦	4.670 (50)	3.637 (38)	2.400 (25)	1.722 (20)	1.627 (21)
みかん	1.264 (13)	1.397 (15)	1.321 (14)	1.348 (15)	1.350 (18)
1 サツマ イモ	894	大根 480	サツマ イモ 755	大根 404	大根 398
2 大根	214	スイカ 150	大根 405	スイカ 190	スイカ 147
価 3 スイカ	88	サツマ イモ 643	スイカ 132	サツマ イモ 198	サトイ モ 113
額 4 カボチ ヤ	116	カボチ ヤ 157	カボチ ヤ 130	カボチ ヤ 130	サツマ イモ 129
順 5 サトイ モ	116	ソラマ メ 241	サトイ モ 88	サトイ モ 75	ソラマ メ 195
位 6 ソラマ メ	400	ナス 41	ソラマ メ 294	キュウ リ 43	キュウ リ 42
7 大豆	162	サトイ モ 87	ナス 54	ナス 45	タマネ ギ 95
8 タケノ コ	?	大豆 103	タケノ コ 47	タマネ ギ 50	ナス 31
総耕地面積	9.440	9.636	9.479	8.746	7.648

注) 1. 各年『和歌山県統計書』より作成。

2. () 内は作付率。

一一・六→一四・六%と大正初期から末期にかけてほぼ二・五倍の増加をみているのに対し、日高郡では三・〇→三・一→五・五→三・八→三・四%と全く変化がなかつたのである。

第三に、以上の点に規定されて、両郡には農業粗収益で大きな差異があつた。例えば、二五年度における一戸当たり農業粗収益を見ると、海草郡八八一円、これに対して日高郡は五五四円と約七〇%の水準でしかない⁽⁶⁾。この点については、日高郡の生産力水準の低位性にも注目する必要がある。二一年を中心とする前後三ヶ年の平均反収を見ると、両郡に七斗もの差があつた（海草郡二・四石、日高郡一・七石⁽⁷⁾）。この状態は昭和期に入つても変化がなかつた⁽⁸⁾。

なお、小作料を差し引いた反当りの小作農民取分では、海草郡の一・一石に対し、日高郡は〇・六石とほぼ半分に止まつた⁽⁹⁾。小作農民の実際の経済状態の差は、農業粗収益が示す以上に大きかつたのである。

以上のように、海草郡と対比した場合、日高郡の農業生産構造上の特徴は、商業的農業の展開の未熟性、小作農民の經營・經濟的前進の矮小性として総括しうる。

2 地主小作関係

日高郡の農家の自小作別構成は、自作二八・〇%、自小作四九・六%、小作二二・五%である。また、經營規模別に見ると、五反未満層が四八・五%を占め、一町以上層は一二・四%にすぎない（一九三一年⁽¹⁰⁾）。經營規模の全体的な零細性が指摘できる。ただ、この点では海草郡も大きな差異はなかつた。その中にあって、争議地域をかかる諸村は、表示しないが、平坦部に存在しただけに經營規模の大きい農家が比較的厚い構成になつていた。

一方、地主的土地位所有を見れば、二九年の小作地率⁽¹¹⁾は郡平均で四五%である。海草郡は四六%であるからこの点で

第3表 小作料の騰落別町村数

	騰 貴	下 落	変化ナシ
日高 郡	5	3	19
海草 郡	5	12	10

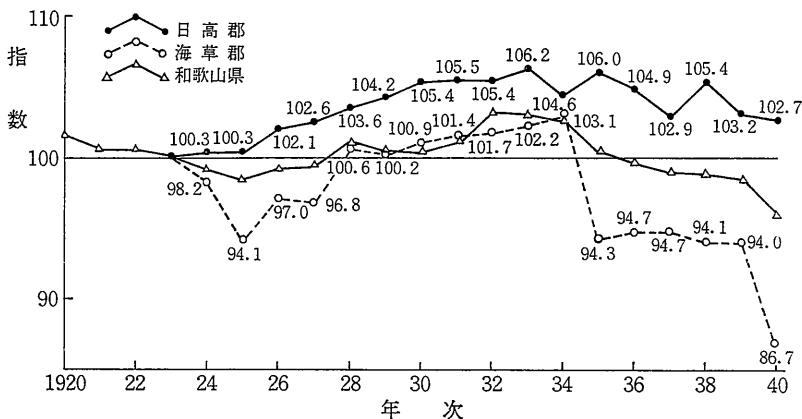
- 注) 1. 日高・海草郡「大正10年小作慣行調査」(東京大学農学部図書館所蔵)より作成。
 2. ほかに記載なしの町村数が、日高郡に4、海草郡に8存在する。

も両者にほとんど差はない。ただ、争議地域では著しく小作分解が展開していた。例えば、組合支部が存在する七ヶ村の小作地率は、湯川村六二%、藤田村七一%、野口村五六%、志賀村四八%、西内原村六〇%，稻原村三八%，切目村三三%となる。⁽¹²⁾ 加えて、「大」地主も多く存在した。一八八七年時点で一〇町歩以上地主は郡内で三六名をかぞえたが、そのほとんどは御坊町・藤田村・湯川村などの争議の中心地域に集中していたのである（順に一一・五・三名）。

では、かかる存在形態を前提にいかなる地主小作関係が展開していたか。まず指摘されるのは、日高郡における小作率の著しい高さである。前述のように、大正末期でも、反収一・六石に対し契約小作料は実に一・一石（六八・八%）にも達していた。海草郡は、二・四石に対して一・五石、六二・五%の小作率である。⁽¹³⁾さらに注目をするのは、小作料の変動傾向における両郡の差異である。第3表にそれを示した。あくまでも個人の判断にもとづく数字という点に注意せねばならないが、両郡の対照性は明らかであろう。まず、海草郡では一二ヶ村で小作料の「下落」が報告されていた。これは、「騰貴」はもとより、「変化ナシ」と報告している村の数を上回る。これに対して、日高郡では、「変化ナシ」がほとんどを占める一方、「下落」したと判断された村は僅か三ヶ村のみで、「騰貴」したとされる村の数をも下回っていたのである。

以上は、一九二一年前後の状態である。その後争議が激発する海草郡では、すでに地主的的土地所有の基盤がかなり弱体化していたと言える。そのことがまた、争

第1図 農家戸数（指数）の推移



注) 1. 『和歌山県統計書』より作成。

2. 海草郡には、和歌山市、海南市も含めた（和歌山市の拡張、1935年の海南市の誕生によって農家戸数が変動するため）。

議の前提条件でもあったと考えられるが、日高郡はその点で遅れた状況にあつた。特に御坊争議の関係地域は、小作料率も飛び抜けて高く小作条件は非常に劣悪であった（この点については後述する）。
ではなぜ、日高郡はかように小作条件が劣悪であったのか。次に、それを労働市場の展開から見てみよう。

3 労働市場の展開

海草・日高両郡の、二五年時点における工場数と職工数を見ると、前者が一五六工場と一七〇七五名に対し、後者はそれぞれ一割前後の一六工場と二八三六名にすぎない。⁽¹⁵⁾これは職工五名以上の工場の場合である。海草郡が和歌山市に隣接していることも併せ考えれば、農民層が結びついた農村的・商業的労働市場の差が、さらに著しくなることは疑いない。

それは、具体的には、第1図に示した両郡の農家戸数（指數）の推移にも明らかである。海草郡では、大正末期以降顕

著な農家戸数の減少傾向が見られる。ところが、日高郡の場合、大正末期には停滞的であり、昭和期に入つて労働市場の拡大が鈍化するなかで漸増傾向を辿つた後、三五年前後からやっと減少に転ずるといった状況である。御坊争議が展開する昭和恐慌期には、農家戸数がピークにあつたことに留意しておきたい。

日高郡の、農民層に対する農外の吸引力の弱さは、いみじくも全農県連の幹部が「日高が組織としては最も□□□」つてゐる地方だ。同地方は和歌山の工場地帯から隔離され、農業に依存した部分が圧倒的であること。土地への執着力が海草、郡賀に比べて強い。ここが全農の主勢力となつたのもうなづかれる」と指摘するほどであつた。^[16]

4 小括

以上の分析で、日高郡で大正末期に争議がほとんど発生していない理由も一応明らかになったと思われる。結論的に言え、商品経済の浸透の浅さもあることながら、労働市場の狭隘さが決定的であった、といふことになる。それが、農業に対する小作農民の不利化・困難化の意識を弱いものにしたと考えられるのである（小作農民の「V」意識化の微弱性）。

それは、間接的ではあるが、具体的に次のような事情にも示されている。周知の如く、第一次大戦後の資本主義の発展→労働市場の拡大は、一方で農業の荒廃化・農作業の手抜き——反当労働日数の減少、あるいは土地利用率の低下→普通裏作の減退——という事態をもたらす。⁽¹⁸⁾ それは、農業所得水準を上回る賃銀水準の上昇→農業の不利化・困難化に対する農民層の一つの対応にほかならなかつた。

そこで、海草・日高両郡における普通裏作田の比率の推移を見ると、前者では、一九一五年の六五%が一五年には

四五%と実に一〇ポイントも低下した。ところが、日高郡の場合、同様に六四%が五八%へと僅か六ポイントの低下に止まるのである。⁽¹⁹⁾ 日高郡は、大正末期にはまだ小作争議の条件も充分に成熟していなかつたと言えよう。

では、なぜ昭和恐慌期に争議が発生したのか。この点が次に問題となるが、争議地域の社会的・経済的条件と争議主体の階層性を中心にそれを以下で検討してみたい。

- (1) 詳細は、前掲、拙稿「昭和恐慌期の小作争議状況」参照。
- (2) 一九三一年現在における設立年次別の農民組合数は、一〇〇年七、一一一五年一八、二六一八年一三、二九三一年三八、であった（農林省農務局『一九三一年小作年報』）。実際に設立された組合数は当然各時期とも（特に時期をさかのばるほど）これより相当多くなるが、こゝからでも一応、和歌山県が先進地域の中では組合の結成の遅れた地域であることが了解される。
- (3) 農林省農務局「一九三〇年地方別小作争議概要」『農地制度資料集成』第一巻、一七三頁。
- (4) 和歌山高等商業学校産業調査部『紀州産除虫菊』九六頁、一九三五年。
- (5) 日高郡の、一九二九年現在の果樹畠面積は六〇六町（内閣統計局『農業調査結果報告』一九三〇年）、これに対してみかんの作付面積は三四五町（『和歌山県統計書』）に止まつた。つまり、このことは、同郡では、果樹栽培が全体的に停滞的であった上に、内容的にもみかんに一元化せず多様に分化していたことを意味する（ちなみに、海草郡ではほとんどがみかん栽培であった）。従つて、争議地域でも、特に湯川村、藤田村、野口村、稻原村等で果樹畠が無視しえない比率で存在したが（付表、決してそれらすべてにみかんが栽培されているわけではなかつたのである）。
- (6) 『一九一五年和歌山県統計書』。
- (7) 海草郡・日高郡「大正一〇年小作慣行調査」（東京大学農学部図書館所蔵）。
- (8) 一九三一年を中心とする前後三ヶ年の反収（單なる単純平均ではない）は、海草郡一・四一石、日高郡一・六五石であった（和歌山県經濟部『農政調査資料』第二輯、一九三五年）。

付表 争議地域における果樹栽培状況（単位：町）

	耕地面積	うち 果樹畠
御	147	1
坊	372	22
湯	175	15
藤	234	13
野	266	8
志	227	4
西	284	27
内		
原		
村		
稻		
原		
村		

注) 内閣統計局『農業調査結果報告』より作成。

- (9) 注⁷に同じ。
- (10) 『一九三一年和歌山県統計書』。
- (11) 内閣統計局『農業調査結果報告』一九三〇年。
- (12) 同右。
- (13) 谷口恒一「日高地方の地主制」(安藤精一編『和歌山の研究』4、清水堂出版、一九七八年)。
- (14) 注⁷に同じ。
- (15) 『一九二五年和歌山県統計書』。
- (16) 「永田某から伊藤某への書簡」一九三四年一一月八日付(「全農県連文書」大原社会問題研究所所蔵)。
- (17) この点に関する筆者の見解については、前掲「拙稿『小作争議と地主制の後退』ならびに『昭和恐慌期の小作争議状況』」参照。
- (18) 詳細は、歴史学研究会近代史部会での筆者の報告「一九二〇年代小作争議の意義と限界について」(要旨「歴史学研究月報」N〇一四)、「一九八〇年一月、掲載) 参照。
- (19) 各年『和歌山県統計書』。

三 御坊争議の基礎過程

御坊争議の最も重要な組織上の特徴は、全農日高同盟(以下「日高同盟」と略す)の構成にあった。すなわち、日高同盟は七町村九支部に及ぶ勢力を有したが、一支部(小松原支部)を除きすべて未解放部落であった(約三〇〇名の組合員のうち九割強を未解放部落民が占めた—第4表)。一般部落では支部がほとんど存在しない一方、後述のように組織率に差があつたとはいえ、争議地域周辺の未解放部落はほぼすべて日高同盟に結集していたのである。このことは、以下の二つの事情を予想させる。

第一に、未解放部落民に対する一般農民の強い差別意識の存在である⁽¹⁾。この点が一般農民の争議への決起を阻んだ

第4表 全農日高同盟傘下各支部の組織状況 (単位:名)

支部名	所在村名	設立年次	戸数 (1930年)	農民組合員数		饑餓行進隊参加者数	「皇農」加入者数
				1930.12. 28現在	1932.2. 10現在		
小松原	湯川村	1929.2.20	17	17	10	11	7
財部	ク	ク	112	35	35	28	7
西富安	藤田村	ク	150	26	16	14	7
吉田	ク	29.?.?	59	30	31	30	13
野口	野口村	ク	47	26	24	—	3
谷口	志賀村	29.2.20	80	65	56	24	27
西内原	西内原村	29.10.1	27	25	25	9	4
切山	稻原村	30.10.30	56	23	15	—	—
切目	切目村	29.12.?	?	26	8	—	—

注) 各数字は、以下の文献・資料によった。①設立年次、小川龍一『紀南地方社会運動史—戦前—』第3分冊、1965年。②農民組合員数、全農同盟第2回大会(1930年12月28日)と第3回大会(1930年2月10日)の報告文書(谷口幸男氏所蔵)。③戸数、渡辺広「歴史的に見た紀州の未解放部落一覧表」(『紀州史研究叢書』第3号、1974年)。④饑餓行進参加者数・「皇農」加入者数、「全農県連文書」(大原社会問題研究所所蔵)。

決定的理由であったと考えられる。

第二に、御坊争議と水平運動の密接な関連である。実際、大正末期には御坊町、志賀村、藤田村などで差別事件が発生した。また、藤田村吉田部落の福居源之助ら数名が堺利彦、大山郁夫らの著作の読書会を定期的に持つなど、部落青年の学習運動も活発であった。水平社の演説会も頻繁に開催され、二五年一月に御坊町の日吉座で水平社日高地区協議会の結成大会が開催された。大会には和歌山県水平社委員長・高橋善応が出席し、参加者は一千名に達したとある。こうした水平運動の一定の蓄積を前提として御坊争議は闘われたのであった。

1 爭議の経済的条件

a、争議地域の経営規模別構成

第5表に、日高郡の全未解放部落の経営規模別構成を示した。第二次大戦後(一九五二年)の数字であるが、農地改革をはさんでも経営規模別構成には基本的変化は

昭和恐慌期の小作争議

第5表 未解放部落の経営規模別構成

(単位: 戸、名)

部落名	~0.3	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~	農家戸数	5戸以上戸数	農民組合員数
農民組合支部所在部落	財部 ⁽¹⁾ 西富安	21 64	28 36	27 22	11 11	9 —	97 134	47 33
	吉田	16	8	7	12	5	48	24
	野口	7	9	15	13	6	50	34
	谷口	8	16	21	27	19	91	67
	西内原 ⁽²⁾	1	4	3	9	9	26	21
	切山	3	20	10	8	2	59	22
	切目	4	25	19	3	—	86	22
	A	53	39	18	4	—	114	22
B	35	28	21	4	4	92	29	—
C	3	8	8	6	2	27	16	—
D	35	14	12	3	2	66	17	—
E	37	13	10	3	2	65	15	—
F	1	4	1	1	1	8	3	—

注) 1. 和歌山県『同和問題◎資料』〔仮称〕(1954年)より作成。

2. (1)は、中財部、東財部のほか西小松原も含む。

3. (2)は、西内原村高家部落内に存在する未解放部落のことである。

4. 他に、非農村部落が一つ(戸数4戸)存在する。

なかつたと考えられるので問題はない。同表からは以下の二点が指摘できる。

第一に、農民組合の支部が存在する部落は、切山・切目の両部落を除けば、平坦部に分布していただけに概ね経営規模が大きい。

しかも第二に、そうした部落内部でも、経営規模の大小に対応して組織状況に明確な差異があつた。すなわち、相対的に経営規模の大きい吉田・野口・西内原・谷口の四部落、とりわけ後二者では農民組合の組織率は非常に高い水準にあつた。ところが、経営規模が相対的に零細な西富安・切山・切目の三支部では、組織状況は極めて劣悪なのである。

この事実からすれば、御坊争議も、一面で大正末期の争議と類似的な中農層的側面を有していたかに見える。もっとも、未解放部落の農民層の場合、同一の経営規模でも劣悪な経営内容

第6表 作目別の栽培農家戸数と作付面積(単位:戸,町,%)

作日	稻原村(切山部落を除く)			切山部落		
	栽培農家戸数	作付面積		栽培農家戸数	作付面積	
		田	畠		田	畠
米	432 (100)	230.9	—	52 (100)	19.6	—
裸麦	412 (95)	74.7	1.3	44 (85)	7.6	—
小麦	319 (74)	23.1	0.7	32 (62)	2.2	—
ジャガイモ	342	1.0	2.7	17	0.2	—
サツマイモ	420	—	36.9	11	—	0.8
ソバ	38	—	0.6	—	—	—
キビ	7	—	0.1	—	—	—
大豆	268	2.0	0.4	—	—	—
大豆以外の豆類	98	0.3	1.2	—	—	—
大根	332	0.1	5.3	—	—	—
大根以外の蔬菜	269	0.1	4.0	—	—	—
果樹	293	—	25.3	—	—	—
茶	144	0.7	0.2	—	—	—
ナタネ	50	0.2	0.3	—	—	—
煙草	4	0.5	0.5	—	—	—
桑	4	—	0.2	—	—	—
その他	33	—	1.4	—	—	—

注) 1. 稲原村「夏期冬期基本調査」(1946年以降)より作成。1947年の臨時農業センサスの数字である。
 2. () 内は、稻作農家戸数を100とした時の戸数比率。

が予想される。そこで、唯一資料が残存する切山部落を例にこの点を検討してみよう。なお、資料はすべて戦時中か終戦直後のものであるが、農家の経営内容には昭和恐慌期から基本的に変化はなかつたと考えられる。

b、切山部落の経済構造

切山部落の農民層の存在形態の特徴としては以下の三点が指摘できる。第一に、鋭い小作分解である。一九四二年の小作地率を見ると、稻原村の平均が二九%であったのに対し、切山は実に七一%にも達する。³⁾農家の自小作別構成でも、自作は僅か三戸であり、自小作一八戸、小作二戸となる。⁴⁾

第二に、農業生産の強い自給的性格である。第6表の、作物別の栽培農家戸数と作付面積を見ると、切山では、まず、裏作に麦類を作付する農家の割合が裸麦・小麦とも村平均より一〇%前後も低い。さらに、畑地利用がなく、米・麦以外の作物はほとんど栽培されていない。僅かにあるイモ類にしても、栽培農家の割合は村平均に比べると著しく低くなっている。

前述のように、日高郡では蔬菜栽培といつても、イモ・豆類などを中心とする自給的性格の濃いものであった。稻原村などの山付きの地で蔬菜栽培農家が比較的多く存在するのも、それ故、農家経済の劣位、労働市場の狭隘性に照応する自給自足の「多角經營」的側面を反映したものと考えてよい。

しかるに、切山で右のような農業生産の特徴が生じたのはなぜか。そして、その意味はいかに理解されるのか。

まず、前者の問題については、兼業との関連が重要であると考える。すなわち、それは、米・麦以外の作付は、兼業従事の妨げになるものとして極力抑制していくという農業経営の方向が、全階層的に貫徹していたこと（→兼業化の著しい進展）を意味していた。切山の農民層にとって、農業生産の目的はさしあたり飯米確保に限定されていたのではなかろうか。

次に、後者の問題は、農民層の生活水準との関連で理解される。米・麦への農業生産の限定は、必然的に農家経済に占める現金部分の比重を高める。従って、こうした家計構造の下では生活の状態は、兼業収入の多寡により強く規定されざるえない。切山の農民層の生活水準を直接的に示す資料はないが、ニワトリの飼養状況が一定の示唆を提供してくれる。これも一九四二年の数字であるが、稻原村でニワトリを飼養している農家は、四三七戸中一九六戸存在した（ただし切山を除く）。飼養羽数も一一四四羽に達していた。ところが、切山では、飼養農家戸数は不明であ

第7表 兼業化の内容

(単位:戸)

種別	稻原村 (除切山)		切山部落		種別	稻原村 (除切山)		切山部落	
	農業主	農業従	農業主	農業従		農業主	農業従	農業主	農業従
自兼営業	林業	2	—	—	職員勤務	29	2	—	—
	木炭製造業	22	10	—	大工業賃労働	10	—	—	—
	工業業	11	5	1	中小工業賃労働	2	—	—	—
	商業業	11	3	4	交通業賃労働	3	—	—	—
	小作料など財産収入	7	3	—	人夫日雇農業日雇・季節雇	2	—	—	—
	その他の	1	4	—	林業賃労働	15	5	12	3
	小計	54	25	5	家事労働	10	—	10	1
やとわれ兼業					その他	6	1	—	—
					小計	79	12	22	4

注) 稲原村「夏期調査一件」(1942年) より作成。

るが、飼養羽数は僅かの九羽だった⁽⁵⁾のである。あえてニワトリの飼養など必要でなかった、つまり卵などはほとんど食しない(卵を逐一購入していたとは考えられない)ほど生活が切り詰められていた——従つて、兼業収入も非常に限定的であつた——事情を、このことは物語っているのではなかろうか。

そこで、第三に、兼業化の内容について見てみよう。第7表にそれを示した。四一年の数字であるが、切山では当時全農家四七戸のうち兼業農家は実に三四戸を占める(「農業主」二七戸、「農業従」七戸)。一応一三戸が専業農家とされているが、前述した農業生産の特徴から見て、これらの農家も、程度の差はあれ兼業を不可欠とする存在であったに相違ない⁽⁶⁾。

また、兼業内容には以下のようないくつかの特徴があった。第一に、切山では賃労働兼業が二六戸と圧倒的に多いことである。後述のように、稻原村でも經營規模が零細になるほど自営兼業が優勢になるが、切山にはそうし

た傾向は見られなかつた。これは、切山の農民層の半プロ的性格を如実に示すものである。

第二に、賃労働兼業の中身も、稻原村では農業日雇・季節雇、林業労働、工場・交通労働、人夫日雇、家事労働など多様であるが、切山では林業労働⁽⁸⁾と家事労働の二つに限定されていた。こうした兼業機会の乏しさは、おそらく同部落が未解放部落であったことにも関係していたと思われる。そして、そうした兼業への従事は、不況・恐慌の際に労働市場縮小のしわ寄せを最も強く受けざるをえない構造になつてゐたのである。この点は、御坊争議の基礎過程にかかわる問題として特に留意しておきたい。

以上のように、切山の農民層は、鋭い小作分解をとげていた上に、経営内容・生活状態が劣悪で、半プロ的性格が濃厚であった。加えて、兼業を通しての農外との結びつきは、景気変動の影響を最も受けやすい不安定かつ脆弱な構造にあつた。これらの点は、争議に関係した他の部落にも基本的に妥当するものと考えられる。

2 爭議主体の階層性

さて、前出第5表の意味するところを明確化するため、次に、経営規模別の階層性を稻原村を例に確定することにしよう。ここでも、戦時下あるいは終戦直後の資料を利用せざるをえないが、農民層の階層的、性格——單なる経済状態ではない——も昭和恐慌前後の時期から基本的変化はなかつたと考えられるので、重大な支障はないであろう。明らかにしたい点は、労働手段、特に農耕手段の所有状況、農家人口の構成、そして兼業化の進度における階層差である。

a、労働手段の所有状況

第8表は、農業經營の諸事情を經營規模別に示したものであるが、これから以下の事実が判明する。第一に、原動

第8表 経営規模別の農家経営指標 (単位:町, 戸, 名, 頭)

	~0.3	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~
農家戸数	86	82	234	92	4	1
世帯員 総数	(4.6) 393	(5.1) 422	(5.9) 1,381	(6.5) 600	(5.0) 20	6
うち 農業従事者数	(2.0) 171	(2.6) 210	(3.3) 763	(3.8) 347	(4.0) 16	5
農業臨時傭人のべ人数	(1.7) 142	(2.6) 212	(7.8) 1,817	(13.3) 1,220	(22.5) 90	5
牛飼養頭数	6	40	206	93	4	1
原動機所有農戸数	2	10	50	40	3	1

注) 1. 稲原村「夏期冬期調査一件」(1946年以降)より作成。臨時農業サンセスの数字である。

2. () 内は一戸当たりの人数。

機(石油発動機)を所有する農家の割合に明確な階層差が存在することである。例えば、一町以上層では実にほぼ半数が原動機を所有していた。これに対して、五反未満層の所有率は僅か一〇%弱に止まつた。原動機の一般的な普及状況(戦時期に著しく増加する)からみて、右の階層差が昭和恐慌前後の時期のものでないことは言うまでもない。ここでは、後年にかかる階層差を生ぜしめた各階層の農業経営の質的差異にさしあたり留意しておきたい。

その点とも関連して、牛の所有状況の階層差が重要である。稻原村ではいくら経営規模が拡大しても、牛は一頭しか所有していない(五反以上層では各層とも農家戸数と牛の頭数が一致する)。つまり、牛は農耕手段として飼育されていたのである。その意味で、牛の所有状況の階層差が注目されるのであるが、第8表を見る如く、それにはちょうど五反歩に明確な段差があった。五反以上層ではほとんどが牛を所有していたのに対して、三・五反層ではほぼ半数の四〇戸、そして三反未満層にいたつては八六戸中六戸しか所有農家は存在しなかつた。農業経営の技術的内容でも、五反未満層は、中農条件をとうてい充足しえていないのであつた。

第9表 農家人口の経営規模別構成 (単位:町, 戸, 名)

経営規模	農家戸数	21歳以上農家人口		16~60歳農家人口		16~20歳農家人口	
		男	女	男	女	男	女
~0.1	25	30 (1.20)	30 (1.20)	27 (1.08)	26 (1.04)	1	3
0.1~0.2	49	56 (1.14)	67 (1.37)	56 (1.10)	71 (1.45)	7	14
0.2~0.3	32	32 (1.00)	45 (1.41)	33 (1.03)	39 (1.22)	7	4
0.3~0.4	64	74 (1.16)	101 (1.58)	71 (1.11)	99 (1.55)	14	20
0.4~0.5	51	75 (1.47)	97 (1.90)	61 (1.20)	101 (1.98)	3	20
0.5~0.7	122	204 (1.67)	217 (1.78)	190 (1.56)	229 (1.88)	33	51
0.7~1.0	113	198 (1.75)	209 (1.85)	190 (1.68)	218 (1.98)	42	43
1.0~	22	40 (1.82)	44 (2.00)	43 (1.95)	47 (2.14)	11	14

注) 1. 稲原村「農家人口調査」(1946年) より作成。

2. () 内は一戸当たり人口。

b、農家の人口構成

第三に、農家の人口構成⁽⁹⁾の階層差を見てみよう。まず、一戸当たりの農業従事者は、五反未満層では二名台、五反~一町層は三・三名、そして一町以上層ではほぼ四名と、当然のことながら経営規模の拡大に伴って増加する。ところが、世帯員数と農業従事者数の差、つまり被扶養者数は各層とも一・五~二・七名でほとんど差がない。従って、各層の農業従事者数は、結局それぞれの家族労働力保有の限界に対応したものと言える。

この点を、農家人口の年齢別構成を経営規模別に示した第9表についてさらに詳細に見てみよう。注意すべきは、以下の二点である。

第一に、一六~六〇歳の男子労働力が、五反未満層では一・一~一・二名であるが、五反~一町層は一・六~一・七名、そして一町以上層になるとほぼ二名と、やはり五反歩を境に明確な差異を有していることである。これは、六一歳以上の老齢者数の差異もさることながら、基本的には後継ぎも含む一六~二〇歳の子弟の動向に規定されていたと言える。五反未満層では一六~二〇歳の男子の残存率は極めて低い水準にあつた。この層にあっては、男子労働力一名を確保すれば、

一部の後継ぎを含めた子弟は排出していく方向にあつたのではないか。その意味で注目されるのが、四・五反層の動向である。この層では二一歳以上男子の一戸当たり人数はほぼ一・五名で、五反以上の層との間に大きな差はない。それにもかかわらず、一六・六〇歳の男子人数が異なっているのは、六一歳以上の老齢者が一七名も存在したことにより、一六・二〇歳の子弟は一部の後継ぎ以外ほとんど家に残る必要がなかつたためではないか、と推察されるのである（当該年齢層のみ女子二〇名に対して男子が三名と著しい相違が存在することに注意したい）。

ところが、第二に、女子の場合、男子とやや異なつた動きが見られる。一六・六〇歳の女子の一戸当たり人数を見ると、特に三・七反層において著しいが、各層とも男子をかなり上回っていた。これは、基本的に、一六・二〇歳の女子の場合、男子に比べて家に留まるケースが多かつたことによる。これらの女子は、一定期間、自家農業に従事するか、勤めに出た後、嫁入りするかたちをとつていたと思われる。ただ、仔細に見ると、三反未満層では例外的に他にする女子も多く、また七反以上層では女子の残存率が男子のそれとほぼ同水準にあつた。この点は、留意を要する。というのは、前者は、女子すら排出せざるをえない三反未満層の一段と劣悪な経営状態、そして後者は、七反以上層では、単に後継ぎのみならず一・三男も農業労働力として多く家に留まつていた事情を、それぞれ間接的に示しているからである。

c、兼業化の進展

以上のような構成をとつた農家人口は、では、具体的にいかなる就業状態にあつたか。次に、この点を兼業化の進度¹⁰から検討しよう。

その一、経営規模別に見た専・兼構成。第10表に見るよう、これも五反歩を分岐点として明確な階層差が確認で

昭和恐慌期の小作争議

第10表 経営規模別の専・兼構成 (単位:町, 戸)

経営規模	専業農家	兼業農家						農家戸数	
		第一種			第二種				
		自営	賃労働	計	自営	賃労働	計		
~0.3	38	20	12	32	8	8	16	86	
0.3~0.5	58	9	9	18	3	3	6	82	
0.5~1.0	206	9	19	28	—	—	—	234	
1.0~1.5	87	3	1	4	1	—	—	92	
1.5~	5	—	—	—	—	—	—	5	

注) 稲原村「夏期冬期基本調査」(1946年以降)より作成。臨時農業センサスの数字である。

第11表 農業従事者の経営規模別・地位別構成 (単位:町, 名)

経営規模	農家戸数	経営ノ主労働力供給者		経営ノ付隨的労働力供給者	
		男	女	男	女
~0.3	102	59	52	13	38
0.3~0.5	78	56	53	16	50
0.5~1.0	222	270	124	67	231
1.0~1.5	108	137	85	44	126
1.5~	7	11	6	7	6
計	404	533	320	147	451

- 注) 1. 稲原村「農家人口調査」(1946年)より作成。
 2. 「主労働力供給者」「付隨的労働力供給者」の規定については注11, 12を参照。

業を主とする兼業農家が存在するだけである。兼業内容で、
 経営規模の零細な層ほど自営業を主とする兼業農家は五反未満層
 に集中し(兼業化率=三反未満層五六%、三~五反層二九%)、それ以上の層になると五反~一町層で一二%の、農業従事者の地位別構成に見た
 11表には、右の専・兼構成に見事に照応した事実が伺える。
 の農業専従者で「経営ノ主労働力供給者」は、一戸当たりの、男子
 すなわち、一戸当たりの、男子

「⁽¹⁾ 勤力供給者」の人数を見ると、五反以上層では一名以上確保しそれぞれに大きな差はなかつたのに対して、五反未満層は〇・六～〇・七名という水準にある。そればかりではない。「付隨的労働力供給者」⁽¹²⁾を加えても、五反未満層では男子の農業専従者は一名に満たないのであつた。

前述のように、稻原村では、どの層も、「主労勤力供給者」となるべき一六～六〇歳の男子一名は確保していた。しかし、実際には、世帯主（あるいは後継ぎ）の兼業化が進展し、五反未満層では、現実に三〇～四〇%が「主労勤力供給者」を確保していない状況にあつたわけである。こうした世帯主を巻き込んだ広範な兼業化は、当然經營内での女子の役割を高めざるをえない。その点で注目されるのが、女子の一戸当たり「主労勤力供給者」の人数の階層差が、他に比べて極めて小さいことである。世帯主の兼業化に対応した農業労働力の女子化が、特に五反未満層で顕著に進展していたことが指摘できる。

3 爭議の論理

以上の点を総合すると、經營規模別には一応以下のようないくつかの階層規定⁽¹³⁾区分が可能である。

五反未満層＝貧農・半プロ層

五～七反層＝中農下層

七反以上層＝中農上層

そこで、第5表を再度見てみよう。各支部とも農民組合員数は五反以上層の戸数とほぼ符合していたことが確認されよう。従つて、争議地域の經營的な劣悪性を別にすれば、御坊争議も中農層を基軸にしていたと一応は言える。

とはいへ、争議の論理が、大正末期の争議のそれと同じだと言うことはできない。まず、前述のように争議地域では労働市場の展開が狭隘で、小作農民の農業不利化意識も弱かつた。そして、昭和恐慌期にはますますそうであったはずだからである。

御坊争議の論理は、一言でいえば、「生活防衛」の論理⁽¹³⁾とでも言うべきものであった。決して「V」確保の論理ではない。低位な生産力水準、商業的農業の未熟な展開、そしてそれ故の農業所得の低位性。加えて激しい小作分解と、小作条件の著しい劣悪さ。さらには、兼業化の著しい進展と不安定な兼業構造。争議地域の小作農民が昭和恐慌によつて生存可能なギリギリの水準に追いつめられたであろうことは、右の事実から容易に推察される。一つには兼業機会の縮小・喪失によつて⁽¹⁴⁾、そしていま一つは価格面からの打撃によつて。こうした状況の下では、反取の七〇%近くにも及ぶ小作料は、まさに生活を脅かす元凶として小作農民に強く意識されずにはおかないのである。

争議は中農層を中心としていたが、しかし、大正末期の争議の扱い手に比べれば、まず①明らかに一段下位の層に下降していた。こうした貧弱な中農層の存在は、争議地域の後進性→農民層分解の微弱さに照應したものにはかならなかつた。さらに②単に程度の差にすぎないが、貧農・半プロ的部分もより広範に包摂していくことは疑いない。

それでも、御坊争議でも、貧農・半プロ層が依然として相対的に争議に消極的であったことは注目に値する。労働市場の縮小による、兼業収入→飯米（生活必需品）購入という再生産メカニズムの破綻が、部分的ではあれ争議への貧農・半プロ層の決起を促したことは否定しえない。しかしながら、それは、争議の構造を一変させるようなものでは到底なかつたのである。その意味で、小作料減免争議は、徹底して中農層的・小ブル的な運動であったと言わねばならない。

ところで、一般的に争議が困難化・消極化した昭和恐慌期に、御坊争議が生起し始めた要因とも関連して、争議地域がすべて、村落内に一人の地主も存在しない文字どおりの不在地主型村落⁽¹⁶⁾であった点を指摘しておく必要がある。貧弱な経済・経営状態にあつたとはいえ、各支部とも中農層が概ね争議に積極的であつたのは、基本的にこうした村落構造に規定されていたと考えられる。

- (1) この点については、例えば、切山部落の老人達は次の如く語っている。なお、聞き取りは、一九七五年八月三〇日、東裏利文（切山出身・当時切山隣保館長）・前田一彦（同・当時切目小学校教員）によつて行なわれた。「東裏——その時分（明治末から大正初期—庄司）に年貢を天田屋（塙屋村地主・山田栄太郎家—庄司）などに持つていった時の様子など聞かせてほしいんですけど。中出真一郎（一八九八年生）——そりや、とてもじゃないが、そこそそばいで庭にはいつくばらんばかりだつた。○○さんなど○○に雇われて行つても、向こうの茶碗で御飯を食べさせてもらうことはなかつた。こつちで茶碗を持っていて、初めてよそつでもらえるそんな状態だつた。清山文太郎（一九〇七年生）——お金を渡そうとしても振り払つて絶対手では受け取つてくれなかつた。前田——その時の気持といつたらどんなものでしたか。中出真一郎——どんな気持だつたかと言わざつてももう習慣になつてしまつてゐたので、そういう星の下に生まれたんだからとあきらめていました。イモ畑に行つてアケ飯（？）して、もつて食べるが、自分達には「番似合つてゐるんだ」と、そう思つていました。東裏義一（一九一〇年生）——我々の食べた茶碗などはもう一つ。東裏——車の後押しをして天田屋へ年貢を納めて行つたこと、私もおぼえています。大きな面をしてなあ」〔切山隣保館資料〕（ガリ版印刷）——傍点・筆者（以下同様）
- 一般的に、紀北に比べて、紀南の未解放部落の経済状態はかなり劣悪であった。これも、差別意識を助長する重要な要因であつたと考えられる。
- (2) 以下の点は、部落問題研究所編『水平運動史の研究』（第1巻・年表編、一九七一年）による。
- (3) 稲原村「夏期調査一件」
- (4) 同右。
- (5) 同右。
- (6) この点についても、老人達は次の如く語る。「中出真一郎——わしはオトンドニでよくケンタダン（後述—庄司）をした。オトドニで葉をかきこんで——（中出氏の耕作規模は一・一町歩であった—庄司）。東裏——紀勢線が出来る時に鉄道工事に若い人は行つたりしたん

ですか。清山文太郎——昭和五年だったかな。紀勢線の出来る時、わしは丁度一五だった（清山氏は一九〇七年生れである——庄司）。東和歌山から初めて——紀三井寺のトンネルを貫く時にわしは行つた。東裏——その時に大勢行ったんですねか？ 清山文太郎——その時には二〇人位しか行かなかつたけれど、それからこつち塩津であつた時には、三、五、六人行つたんじやないかな。飯場に泊まり込んでね。その時に行かなかつた者はほとんどなかつた。行かなかつた者はほんの五、六人だつた」（前掲「切山隣保館資料」）。

(7) 一般に、「軒太出し」と言われるもの。約一軒に切つた丸太（重量は一七貫にもなつた）を山から担ぎおろす仕事。労働がきついので、従事する者はほとんど未解放部落の若者に限られた。五、六名で集団を作り、各地を転々としながら従事していた。女性もかなり従事したようである。

(8) そのほか、老人達からの聞き取りを見ると、副業として「ぞうり作り」（主に女性が従事した）、兼業として「米運び」「ボロ買い」「毛皮買い」などの商い、「松葉出し」があげられているだけである。切山の農民層の不安定な兼業従事の一端は、次の新田トノ（一八九一年生）の発言によく示されている。すなわち、「仕事といえば、本当に男の人がやるような仕事をしてきました。女人の人でも木出したり松葉出したり、そんな仕事です。私も山から松葉を束つて瓦屋へ出しました。……本当に、私らの仕事はそんなものばかりだつた。今でこそね——」（前掲、「切山隣保館資料」）。

(9) この点は、特に成年男子の場合、第一次大戦の影響も考慮に入れておく必要がある。

(10) この点も、日中戦争前後の労働市場の拡大に対応した兼業深化の問題を一応考慮しておく必要がある。

(11) 其の農家で農業経営の中心になつて働く農業の經營主とか經營主では無いが其の人の労働が欠けては其の經營が成り立たぬといった様な経営の主たる労力を提供する者（農林省「農家人口調査の取扱方について」）。

(12) 他の職業はやらずに自分の家の農業経営でのみ働くけれども労働能率からいって經營の主労働力供給者の様に高くない者、即ち老人や子供であつて自分の農業経営で經營付隨的に働いて居る者（同右）。

(13) この点は、從来、貧農・半プロ層が争議主体の中軸を構成したという点と一義的に結びつけて理解されてきたが（例えば、前掲「林論文」、恐慌下の争議の発生条件を農民層分解の形態（全般的落層）からストレートに説明する見地も含めて再検討の必要がある）。

(14) 県小作官も、この点を、御坊争議の発生条件の一つにあげて次のように述べる。「（争議地域は一庄司）耕地不足ノ結果農業ノミヲ以テ生活スルモノ極メテ鈍ク、副業其ノ他出稼等ニ依リ生計費ノ不足ヲ補ヒ居タルガ、最近ニ於ケル一般的財界不況ノ影響ヲ受ケ、之等副業出稼等激減シ農業ニ專從スルノ余儀ナキ状態ニ立至レリ」（和歌山県「和歌山県地主協会對全農日高同盟会ノ小作争議概況」一九三二年一二月『農地制度資料集成』第二卷、九一〇頁）。

(15) この点は、大正末期の争議ではさるに顯著であった。さしあたり、賀集村争議を分析した前掲、拙稿「小作争議と地主制の後退」参照。

なお、前掲、拙稿「戦前土地政策の歴史的性質」では、不用意に、御坊争議の中軸的な扱い手は貧農・半プロ層であったと述べたが、これは明らかに誤りであった。

(16) 特に在村小地主の窮状が、争議の困難化・激化化の重要な要因となつた点については、前掲、拙稿「昭和恐慌期の小作争議状況」参照。

四 第一次争議の経過

1 争議の発端

a、農民組合の結成

先述のように、争議地域は、大正末期には争議がほとんど発生していないばかりか、農民組合も結成されずにいた。一九二九年に、いわば突如として農民組合が結成され、争議が生起したのであった。その社会的・経済的契機は上述の通りであるが、直接の発端となつたのは、紀勢西線御坊駅から湯川村丸山部落に通ずる県道の新設に絡んだ以下のようないわゆる事件であつた。⁽¹⁾

事件の詳細は省略するが、要するに、橋本太治兵衛（湯川村）ほか四名の地主が、大島岩吉（湯川村）ほか五名の小作人から小作地約六〇〇坪を無断で取り上げようとして生じた対立であった。二九年二月に強引に工事は着工されるが（三月三一日竣工予定）、さうそく小作人は自己の小作地に立禁の木札を表示することで対抗する（一二一日）。以降、警察権力が介入し困難化した事態の中で、小作人側は工事阻止の組織的・物理的抵抗を繰り広げる一方、調停には積極的な要求で臨んだ。

この事件は、結局三月一四日に解決するが、小作人側にかなり有利な条件で決着がついている。まず、小作地の返

還に対して、坪当り五〇銭の離作料に加えて、争議見舞金として一〇〇円が支払われることになった。小作人はもと小作地を死守するという姿勢でなかつたから、その返還も特に問題はなかつた。また、離作料と争議見舞金の額について言えば、それは、「団体的交渉ニハ絶対応ジ難シ」と主張していた地主側を、調停の場に引きづり出した上で獲ち取られたものであつた。しかも、調停に当たつた御坊警察署長の案では、ただ賠償金として坪当り一五銭を支給するというものであつた。小作人側の当初の要求＝坪当り四円という額はともかくとして、妥結額は小作人側からすれば大きな成果であったと言わねばならない。

この事件では、小作人側は、地主の土地返還要求に対し離作料の上積みを目指すという、受身の対応を強いられた。しかし、その闘いを通して小作人は階級的自覚に目ざめ、自ら組織化を図つていったことに注目する必要がある。第4表を見る如く、小松原、財部、西富安、谷口の各支部は、この事件の渦中である一九年二月二〇日にそれぞれ結成されたのである。また、闘いの成果は、農民組合の威力を小作農民——とはいっても未解放部落の農民層に限られたが——に強く確信させるものとなつた。切山支部を除く他の四支部が二九年中に結成されていることにも、そのことは如実に示されているのである。

b、地主の階級的結集

こうした小作人側の動きに対し、地主側も階級的結集をもつて対抗した（一九年一月一日高農業協会設立「三〇年一月に大日本地主協会和歌山県連合会に改組」、三〇年四月二日昭和土地会社設立）。その事情の一端は、地主協会の幹部を示した第12表から知ることができる。すなわち、土地所有規模三～五町歩の小地主が地主側の前面に立つていた（湯川守の正確な所有規模は不明であるが、決して五町歩を越える地主ではなかつた）。なかでも、寺井秀昌は、

第12表 日高地主協会幹部の階層性 (単位:町)

氏名	役職	土地所有規模	居部落名
椎崎楠一	長事	3.7	和田村入山
湯川登昌	会理	11.0	西内原村小中
寺井秀昌	〃	2~3	志賀村小池
玉井幸太郎	〃	5.8	西内原村小中
湯川守	〃	?	〃 (?)
橋本太治兵衛	〃	78.2	湯川村小松原

- 注) 1. 協調会九州出張所「大阪支所資料(農民運動)」1933年。
 2. 土地所有規模は谷口恒一『日高地方における地主制資料』I・II(1967年)による。ただし、寺井秀昌は記載なく聴き取りによった。

地主側の先頭に立ち昭和土地会社の運営を一人で切り回した人物であるが、所有規模は僅か二~三町歩でしかなかった。

先述のように、争議地域の周辺には、御坊町を中心に二〇町歩を越える「大」地主がかなり存在した。ところが、理由は詳らかでないが、これらの地主は地主協会に加入すらしなかつた。⁽²⁾一般会員にしても、「日高地主協会は橋本太治兵衛一人が七八町歩の土地を小作させている以外は大体一〇町歩前後のものが一五~六、他は五、六町歩以下の小地主」と報告されるほどだったのである。

争議の経過は後述するが、全体を概観してあらかじめ言えることは、小作人側の小作料減免要求で開始された争議であるにもかかわらず、その攻勢は間もなく押しつぶされ、その後小作人側は徹頭徹尾不利な闘いを強いられたということである。地主側が一貫して強硬な態度を崩さなかつたためであるが、それも、結局のところ上述の如き争議関係地主の性格——恐慌によって深刻な打撃を受け、譲歩の余地が経営的になかった——に規定されていたと言つてよい。御坊争議の、昭和恐慌下争議としての典型性は、このように地主側にも具現していたのであった。

御坊争議は小作人側にとってまことに困難な闘いであった。とはいえ、そ

のありようが争議の各段階、あるいは争議主体の階層性によって差異を示したことは言うまでもない。従つて、以下で争議の経過を跡づけていく際、要点として次の三点に特に留意することにしたい。第一に、守勢に立った小作人側はいかなる闘いを展開したか、第二に、守勢に回つて小作人側にいかなる矛盾・問題が生じたか、そして最後に、それは、いかなる経済的条件、争議主体の階層性に規定されていたか。なお、御坊争議では、警察署長・小作官らによる調停が争議を方向づける決定的な力となつたが、調停経過についてはすでに言及したので⁽⁴⁾、ここでは争議の経過を中心検討する。

2 爭議の展開

a、初発の特徴

争議は、三〇年一月、日高同盟に結集する小作人二七五名が、一七三名の地主を相手どり一九年度小作料の三～六割減免を要求したことから始まつた。気候不順と風虫害による減収が一応の口実であった⁽⁵⁾。以降、地主側・争議処理を和歌山県地主協会に一任、小作料請求催告状発送（一月二七日）→小作人側・小作米売却、争議資金の積み立て（二月四日～三月二一日）→地主側・訴訟提起（三月一九日）、といふ通常の展開を示す。

ところが、争議が開始されてからまだ二ヶ月余りしか経過していないにもかかわらず、三月下旬にはすでに争議に重大な変化が生じていた。地主側の攻勢が強まる中で、小作人側は、和歌山地裁田辺支部への立禁処分反対の陳情（三月二十五日）を皮切りとする陳情活動、地主糾弾演説会の連続的開催（資料的に判明するだけでも三月二六日から五月一二日までの間に合計五回開催されている⁽⁶⁾、地主側の動静をうかがう見張所の設置（四月一二日、御坊駅前）、

さらには地主協会への立禁仮処分申請取下げの申し込み（六月六日）等々、動産差押・立禁執行の阻止に聞いの重点を移さねばならなくなつたのである。

当該段階における地主側の動きとして、資料的に最初に確認できるのは、四月一〇日の昭和土地会社の設立である。ただ、上述の如き小作人側の動向から見ると、動産差押・立禁執行をうかがわせる地主側の動きは、おそらく争議開始直後から現われていた。そして、それが急調化したのが四月一〇日以降の段階ではなかつたかと思われる。その後、六月に入つて地主側の動きはいよいよ活発化し、四日、寺井秀昌が和歌山地裁に陳情を行なつて「二町歩以内ノ立禁処分執行ニ付了解ヲ得タルモノノ如シ」といわれる事態となつた。

このように、小作人側は初発から劣勢を強いられた。しかしながら、かかる困難な状況下にあつても、この段階では小作人側にまだ闘いを攻勢的に展開しようとする姿勢が見られた。まず①前述の、争議団本部に見張所を設置したことには、小作人側の氣負いが伺えるし、またその直後に「全御坊町民諸君ニ訴フ」あるいは「日ノ出紡績従業員諸君ニ与フ」なる宣伝ビラ三千枚が付近に配布されているが、効果は別にして、それには争議を幅広いものにしようとする小作人側の姿勢が現われていた。さらに②地主糾弾演説会が頻繁に開催され、多数の参加者を得て活況を呈していたことも看過しえない。こうした小作人側の旺盛な闘争心が——しかも組織性を持った——、③六月一八日の立禁執行阻止行動にもつながつたと言えよう。四日の陳情の際、裁判所から立禁執行の内諾を取り付けた地主側は、さつそく志賀村谷口部落で三町二反歩（関係小作人一一名）にわたる立禁執行にとりかかる。これに対して、小作人側は約二五〇名の動員をもつて対抗し、二七名の検束者を出しながらもついに立禁を阻止したのであった。

以上の初発の展開は、御坊争議を大正末期の争議からすでに区別するものと言つてよい。おそらく、小作人側は要

求実現に不可欠な交渉、説得活動などは行なつていなかつたからし、また現実にその余地も存在しなかつたと思われる。そして、一方では、地主側をいたずらに刺激しないよう苦慮せねばならなかつた。例えば、五月末の見張所の撤廃である。それは、「徒ラニ氣勢ヲ張リ地主ノ反感ヲ買フノミニシテ實質的効果ナ」⁽⁸⁾ しと判断されたからであつた。すでにこの段階で、争議の主導権は完全に地主側に移行して いたと言わねばならない。

b、小作人側の調停申立

争議の第二段階は、六月二〇日の、小作人側の調停申立を画期とする。

調停経過は不明であるが、翌年四月に調停が取り下げられるまで調停委員会は僅か二回しか開催されていない。地主側の調停に臨む姿勢が非常に強硬であつたこと、加えて小作人側も、まだ現実に立禁執行をうけていたのではないから争議の解決を特に急ぐ必要もなかつたこと、これらがその主たる理由であると考えられる。調停申立の目的は、あくまでも訴訟手続を中心し地主側の動きを封じることにあつた。

争議は一時小康状態に入った。地主側は、「小作争議取諦ノ儀ニ付陳情⁽⁹⁾」と題する文書を作成し、内閣総理大臣・

県知事らに陳情を行なう一方（七月九日）、散発的に立毛・動産差押を執行するほかは目立つた動きを示していない。

これに対して、小作人側の動きは依然活発であつた。まず①六月二〇日には、農民組合員一五〇名が、湯川村財部から御坊警察署まで示威運動を開催し、前々日に生じた地主側との衝突事件の経過説明を要求している。その際、「不穏ノ形勢アリタルニヨリ署長ニ於テ諭示ノ上一時解散セシメタルモ、更ニ倍加シテ約三〇〇名ノ組合員ハ再び御坊署ニ押寄セル」（傍点・筆者）以下、引用文での傍点は特に断わりない限り筆者のもの）という事態が生じた。困難な状況にありながら、まだ農民組合の動員力がほぼ完全に維持されている点は注目に値する。また②六月二三日か

ら二七日にかけて、谷口、西内原、財部、小松原の各支部が三二一町歩にも及ぶ共同植付を実施した。しかも秋には（一〇月二七日・二八日）、四支部はそのうちの九町六反歩を共同で刈取っている。後述のように、この四支部は日高同盟のなかでも強固な結束を保持したが、その基礎には右のような統一行動の積み重ねがあった。そして③年が明けた一月一〇日には、切山支部が争議に合流した。

訴訟手続の中止といふいわばなぎ状態のなかでの静かな攻め合ひ、とこの段階は要約しうる。

c、地主側の立禁攻勢

しかしながら、この事態も、四月一三日の調停取り下げによって急変する。立禁執行が開始されたのであった。ただ、奇妙なことにそれは谷口・切山両支部に集中していた。

では、かかる立禁攻勢のなかで小作人側はいかなる闘いを展開したか。ここでは、対照的な抵抗を示した右の両支部の動向を一瞥しよう。

谷口部落で立禁が執行されたのは六月一二日であった。それは、関係小作人六名、面積一町二反歩に及んでいた。その顛末で注目されるのは、第一に、小作人側は執行時には何ら抵抗していないこと、しかし第二に、執行後に「支部員並家族ヲ総動員シ老幼男女約一五〇名」⁽¹⁾が関係地主宅に押しかけたことである。ここで、争議は家族ぐるみの闘いとして展開することになった。以降の闘いでは、未組織の婦人達も何度も隊列の前面に立たなければならなかつた。⁽²⁾

谷口支部をはじめ小作人側が再度調停を申立てたのは（七月二日）、かかる事態の切迫の中であった。小作人側には、この時点で、国家権力に依存して争議の解決を図ることが得策であると判断されたのである。

ところが、その中にあって切山支部だけは調停を申立てていない。確証はないが、理由として予想されるのは、ま

す、切山では四月二七日に約一町四反歩の立禁執行を許していたことである。ただ、事情は谷口支部でも同様であつたから、そのこと自体は切山支部の行動を規定する直接的要因ではなかつた。重要な点は、切山では立禁執行がもとになつて争議が激烈化してゐたことである。五月一一日に二名の小作人が立禁地を無断で耕作しようとして検挙された事件、そして六月二日、昭和土地会社が立禁地の耕作に着手したために生じた衝突事件（小作人側は八〇名の動員をかけた）等々が、その状況を端的に示してゐる。そればかりではない。さらに、小作人側は、積極的に共同耕作で対抗しようとしていた。六月二八日に切山支部総会で「県連又ハ日高同盟会ヨリ指令アリ次第共同耕作ニ着手スルコト」⁽¹³⁾を決議し、奇しくも他支部が調停を申立てた七月二日に、結局は警察の規制にあつて失敗するが支部員家族六〇名が立禁地の共同耕作に着手したのである。

以上のような行動の違いは、結局のところ、前述した谷口・切山両支部の経済的条件の差異に呼応してゐたと考えられる。全体的な、切山の農民組合員の経済的余裕の欠如は、以降闘いをますますエスカレートさせていつた。

d、切山支部の闘い

まず、七月二日の失敗にもかかわらず、翌日には支部の協議会が開かれ、さらに翌々日、切山青年会場に切山支部員及び応援部隊の日高同盟会員約一〇〇名が集合した。そこでは、以後の闘争方針・スケジュールとして、①「耕作ニ際シテハ老若男女ノ別ナク動員スルコト」と、②「明五日警鐘ヲ合図ニ組合員ノ家族ヲ動員シ地主宅ヘ示威運動ヲ決行スルコト」⁽¹⁴⁾の二点が決定されている。

共同耕作にせよ地主への示威運動にせよ、家族総ぐるみの闘いとして戦術化しているところに、小作人側のおかれた状況の困難さが看取できるが、かかる状況下での行動というものは、その裏返しとして激烈なたたかちをとることが多

い。その意味で、前日の決定にもとづく五日の山田栄太郎（塩屋村）への示威運動は象徴的な事件であった。そこでは以下の二点が注目される。第一に、デモで押しかけたのは約100名であったが、幼児を連れた約30名の婦人達（未組織）が中心部隊を形成していたことである。第二に、その婦人達は、「我々ヲ殺ス心算カ、田畠ガ作レズ餓死スル外ハナイ立禁ノ札ヲ抜カヌ間ハ動カヌ飯ヲ食ハセロ殺セ」などと叫びながら、座敷に上がってめしつぶをあさり、ついには子供に座敷で小便させるまで激化した⁽¹⁶⁾、ということである。それは、婦人達が恐慌と立禁による窮状に最も敏感であつたからにほかならない。

しかしながら、この無軌道とも言える行動は、たとえ発揮されたエネルギーが巨大であつても、客観的には、官憲に弾圧の口実を与え、小作人側の立場をますます苦しくするだけであった、と言わざるをえない。この事件によつて支部幹部の妻五名が検束された。かくして、切山支部の立禁解除の闘いも官憲に押しつぶされ、最終的には何の成果も上げえなかつた。同支部は以降沈黙し、一〇月には調停を申立てている⁽¹⁷⁾。

3 爭議の終結

a、調停の経過

第一次争議の調停経過は別稿でも紹介したので、ここでは要点のみ整理しておく。

第一に、調停に臨む地主・小作人側それぞれの姿勢について。まず、地主側は、争議における圧倒的優位に力を得て、調停にも極めて強硬な姿勢で臨んでいた。二九年度小作料の減免幅はもちろんのこと、代金納の際の換価基準でも調停委員会が示した調停案とは大きく食い違つていた。そして、何よりも、約一二九町歩にも及ぶ土地返還を要求し、

耕作を継続する場合も「相手方カ承認スル保証人ヲ選定シ、之カ連帯債務者タラシメ該証書ヲ作成シ相手方ニ交付シ、且ツ一ヶ年ノ賃料ニ相当スル保証金(……)ヲ相手方ニ差入レ」⁽¹⁸⁾という条件を付していったことが注目される。調停案が提示されたこと(一二月五日の第五回調停委員会)を受けて、四日後の第六回の委員会でこの地主案は提起された。一方、小作人側は、「調停進行中自覚ラナシ妥協氣分内面的ニ濃厚トナ」り、「地主側ニ於テ土地返還ヲ撤回セバ其ノ他ノ条件ニ付譲歩ラナシ調停成立ヲ熱望⁽¹⁹⁾」するほど軟化していた。それは、争議での劣勢に加え、調停委員会の調停案が小作人側の意向を強く反映した内容になっていたからにほかならない。

このように、調停委員会の調停方針と地主側の意向とが対立的であった以上、調停は容易に成立するはずはなかった。第六回の委員会の終了後、小作人側は「地主ノ不誠意ニ憤激シ」つつ、調停をやむなく取り下げる。かといって、地主側の非現実的とも言える主張がそのまま承認される客觀的情勢でもはやなかった。年が明けて三二年一月に裁判所より和解勧告があるが、これは、「一日モ早ク調停ヲ打切り本訴ヲ復括セシム」という地主側の目ろみが打ち砕かれたことを意味する。ここに地主側としても調停によるほか事態を收拾する道は失われてしまった。こうして、「双方共白紙ヲ以テ和解ヲ承認シ、右条項ヲ裁判所ニ一任スル」⁽²⁰⁾という条件の下で、二月に入りやつと和解が成立することになったのである。

そこで、第二に、和解条項を検討してみよう。それは、調停委員会の調停案がほぼそのまま採用されていた。まず、①地主側の土地返還要求はほとんど全面的に否認し、従来の条件での小作契約の継続を明記していた。もつとも、地主側の意向も考慮して、一応制裁規定はもり込まれていた。次に、②小作料の減免については、二九年二割五分、三〇年五分、三一年二割と決定された。二九年度は調停案より五分少ないが、その分はちょうど三〇年度で減免され、

加えて三一年度も減免が認められたのである。さらに、③支払方法は三ヶ年の分割払いが認められ、換価基準も三〇年度分が五〇銭引き上げられたほかは調停案のままであった。

このように、全体的に言って、和解条項は地主側に大きな譲歩を迫ったものであった。とはいっても、それは、当面の争議解決条件に限られたことに留意せねばならない。前述のように、争議地域は小作条件が極めて劣悪であった。そして、そのことは、「農民ノ数ニ比シ耕地不足ノ結果一般的ニ小作料ハ高率ノ嫌ナシトセズ」とある如く、小作官にも充分意識されていた。そのため、調停委員会も、「係争地方ノ小作条件ハ地主ニ有利ニアルヲ以テ此際多少地主ハ譲⁽²²⁾」るべきであるとの認識のもとに単に当面の問題に決着をつけるだけでなく、小作条件の改変によって将来にわたって紛争の根因を除去しようとしていた（事実、調停案には小作料の改訂に関する条項も含まれていた）。ところが、争議での現実の力関係を反映して、和解条項には小作条件の改変に関する取り決めは何も存在しなかつたのである。後で見るよう、契約小作料も従来通りであった。こうした和解条項の問題性が、当該争議の解決直後に再び争議が発生する根本的な原因になつた（後述）。

b、和解成立後の小作人側の抵抗

一応和解が成立したとはいっても、それで争議は直ちに解決したわけではなかつた。和解条項には、三一年度小作料は三二年三月末までに関係地主宅に持参する旨協定されていたが、小作人側はこれを無視する態度にでたのである。調停に対する前述のような姿勢はあくまで表面的なもので、小作人側には依然として闘いの姿勢は堅持されていたかのようと思われる。

けれども、この段階になると農民組合の足並みが徐々に乱れてきたこともまた事実であった。まず、支部長会議

昭和恐慌期の小作争議

第13表 支部長会議への出席状況

(単位:回)

	開催回数	小松原	財部	西富安	吉田	野口	谷口	西内原	切山
1931年8月	2	2	2	2	2	2	2	2	1(1)
9月	2	1(1)	2	2	2	2	2	2	1(1)
10月	1	(1)	1	1	1	1	1	1	1
11月	1	1	1	1	1	1	1	1	(1)
12月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32年1月	2	1(1)	2	(2)	2	1(1)	(2)	2	1(1)
2月	5	3(2)	5	4(1)	5	2(3)	5	3(2)	1(4)
3月	3	3	3	2(1)	3	2(1)	3	2(1)	1(1)
4月	6	6	6	5(1)	6	5(1)	5(1)	4(2)	4(2)
5月	2	2	2	2	2	2	1(1)	1(1)	1(1)
6月	1	1	1	1	1	(1)	(1)	1	(1)
7月	2	2	2	1(1)	2	2	2	2	(2)
8月	1	(1)	1	(1)	1	1	1	(1)	(1)
9月	2	2	2	1(1)	2	1(1)	1(1)	2	2
10月	2	(2)	2	2	2	2	2	2	2
計	33	25(8)	33	25(8)	33	25(8)	28(5)	26(7)	17(16)

注) 1. 「日高同盟会支部長会議録」〔仮題〕(谷口幸男氏所蔵)より作成。

2. () 内が欠席の回数。

——情勢の緊迫化によって二月～四月は極めて頻繁に開催されていた——への出席状況を見ると(第13表)、三二年に入って、特に二月七日の和解成立後、出席状況が明らかに悪化していることが確認される。また、四月になると、会議への各支部代表者の到着時間が逐一刻明に記入されるようになるが、ここにも争議に対する各支部の関心の弱化が示されている。そうした傾向はとりわけ小松原、西富安、野口、切山の四支部で顕著であった(谷口、西内原両支部の出席状況も必ずしも良くなかったが、これは地理的事情にもよると思われる。すなわち、両支部が存在した志賀・西内原両村は会議場所の湯川村からやや距離があった。この点で、近隣の小松原以下の三支部「切山も遠方であった」とは事情が異なる)。さらに、各支部の組織状況の推移を見ると(前掲第4表参照)、小松原、西富安、切山、切目の四支部では、三〇

年一二月から和解成立直後の二月一〇日までの間に、組織を大きく減退させていたことが分る。日高同盟の中で最も弱い部分であった右の四支部は、すでに当該時点では確實に解体に向かいつつあったのである。

程度の差こそあれ、組織的弛緩は、強靭な支部でも同様に生じていた。例えば、日高同盟の中でも最も強靭で活動力に富んでいた谷口支部の、争議終結時点での状況は、次の如くであった。

日高地区ニ於テ最モ団結力強ク戦闘的組合ト認メラルゝ全農志賀村谷口支部ニ於テモ曩ニ四名ノ脱退者アリシカ、更ニ本月（五月一庄司）二日同支部員タル玉石半兵衛外一名ハ支部長ノ許ニ脱退届ヲ提出シ、其ノ他ニ於テモ谷口支部ニ於テ石田政太郎外十二名……之等ハ意向内査ハルニ此ハ際組合ヲ脱退シ度モ各組合員ハ昭和四、五、六年ハ三ヶ年ニ各支部へ争議地一反歩ニ付八斗宛納米シ之ヲ争議費用ニ充テ居ル状態ニテ、脱退スレハ該納米ノ返戻ナキハ固ヨリ組合ヨリノ圧迫ヲ恐レ脱退ヲ躊躇シ居ル模様ニ有之、而シテ組合員中滞納小作料ヲ和解条項ニ基キ納入セル者（七名あり一庄司）……他ニ納入ハ意志アル者相当アルモ之亦前記脱退希望者ノ如キ事情ニテ躊躇シ居ル状態ニ有之、……実際小作人ハ農民組合員トナリ争議ニ参加シタル結果他ノ小作人ヨリ不利ナ結果ヲ来シ、一面ニ於テハ長期間ニ互ル争議ニ対シ倦怠ヲ生シタル模様ニ有⁽²³⁾。

大量の脱退者が出ると、いさぎに信頼をなくし脱退を希望する者、あるいは組合の指令通り行動しない者は、谷口支部でも増加しつつあった。当該争議の決着の仕方——五月三一日、三一年度小作料の現金換算額一万七千円弱が日高同盟から一括納入されて結着している——からすると、表面的には最後まで組織的統一が維持されたかに見えるが、事実は以上の如くであったのである。

これに対して、地主側はますます高飛者に対応した。和解条項の履行を小作人側に強制するよう警察に陳情する一方、従来にない大規模な立禁を目のものである。五月一九日に裁判所から立禁執行の了解を取り付け、二三日を第一

回執行日として、湯川・藤田両村で約二〇町の立禁執行を予定していたことがそれである。ここには、裁判所の勧告を聞き入れやつと和解にこぎつけたのに、それを無視する小作人側に対する地主側の強い反発が見て取れる。裁判所が地主側の申し入れを承諾したのも、小作人側に対する不信からであろう。地主側は人夫約二〇名を雇入れ着々と準備を進めていた。

しかしながら、二〇町歩にもわたる立禁執行は、とうてい小作人側に耐えうるところではない。組織的弛緩が見られたとはいえ、それを実行に移せば小作人側は激しい抵抗に出るものと予想された。そこで、県特高課長、小作官、御坊署長らが再度仲介に乗りだし、強引に二四日に和解に導くが、そこで交された和解条件というのは、以下のようない内容であった。まず①三年度小作料の納入期日が五月二八日に延長された。そして②その期日通り小作料を納入した者には、二月の和解で協定された二割に加えてさらに一割の減免が認められた。さらに③小作料の換価基準が一九円から一八円に引き下げられた。

二月の和解成立以降の小作人側の動向というのは、内部に組織的弛緩を抱え、そして例えば、地主側から和解条項不履行による契約解除の通知が届けば（四月一八・二五日）、即座に弁明の文書と納入期日の依頼状を発送するというように（四月二八日）、抵抗といつても極めて消極的・軟弱なものに止まつた。それにもかかわらず、それは、まだ、立禁執行に際しては充分対抗しうるものとみなされ、そして権力を介して地主側にさらに譲歩させるだけの力を有していたのである。この点、第二次争議における小作人側の動向との対比で留意しておく必要がある。

(1) 詳細は、「県道新設ニ伴フ農民組合ノ策動ニ関スル件」特秘第三七八号、「県道新設ニ伴フ小作問題其ノ後ノ経過（解決）ニ関スル件」特秘第四六一號（『農地制度資料集成』「以下『集成』と略記する」第二卷、九四一—四五頁）参照。

(2) 地主側の報ずところによれば、争議関係地主の中に五〇町以上地主は三名存在した（和歌山県地主協会「小作調停促進ニ関スル陳情書」）。

（1）九三一・一二・四）〔集成〕第一巻、九五〇頁）。

（3）協調会九州出張所「大阪支所資料（農民運動）」一九三三年。

（4）前掲、拙稿「戦前土地政策の歴史的性格」。

（5）以下、争議の経過については、特に注記しない限り『集成』所収の御坊争議関係資料による。

（6）演説会の会場と聴衆の数を列記すると、①三月二六日（藤田村吉田乾蘭場、約三〇〇名、大阪府連合会長田辺納来演）、②四月一四日（御坊町日吉座、四五〇名、浅沼稻次郎・安藤国松・米田富ら来演）、③四月一九日（西内原村高家青年会場、五〇名）、④五月一日（志賀村小池大福寺、一二〇名）、⑤五月二一日（志賀村下志賀、七〇名）、となる。

（7）和歌山県「和歌山県地主協会對全農日高同盟会ノ小作争議状況」一九三二年（集成）第一巻、九二頁）。

（8）同右、九一八頁。

（9）同右、九三七頁。

（10）『集成』第一巻、九四九—五一頁参照。

（11）前掲「和歌山県地主協会對全農日高同盟会の小作争議状況」（集成）第一巻、九二一頁）。

（12）谷口支部では、七月九・一一・一九日の三日間、家族を動員して、玉井幸太郎宅（西内原村小中部落）へ立憲解除の示威運動へ行なつてゐる（同右、九一四頁）。

（13）同右、九一三頁。

（14）同右。

（15）同右、九三一一四頁。

（16）陳情書であるという資料の性格に留意せねばならないが、この点については、地主側も次の如く報告している。「組合幹部へ常ニ巧ミニ所罰ヲ免レ居レリ、ノミナラス常ニ指導方法ヲ新ニシ時ニ婦女子ヲシテ地主ノ宅ヲ襲ハシメ屋内ニ侵入シテ猖狂ヲ極ヘ、小児等ヲシテ座敷或ハ寵邸庭等ニ放尿ヲ為サシメ消極的暴行ヲナシ、現ニ昭和六年五月稻原村ニ於ケル立憲ノ際又同年六月西内原村ニ於ケル際ノ如キハ此ノ方法ヲ用ヒテ地主ヲ脅逼シ」（小作争議取締方ニ付陳情」特秘ニ第二八一号〔集成〕第一巻、九六二頁）。

（17）そいに、同支部は、三二年一月には全農からの脱退を決定している。

（18）「日高郡御坊平野ニ於ケル小作争議調停ノ実情」（集成）第一巻、九五六頁）。

（19）同右。

- (20) 前掲「和歌山県地主協会对全農日高同盟会ノ小作争議状況」(『集成』第一巻、九三三頁)。
- (21) 同右、九〇九頁。
- (22) 前掲「日高御坊平野ニ於ケル小作争議調停ノ実情」(『集成』第一巻、九五七頁)。
- (23) 「和歌山県地主協会对全農日高地区ノ小作争議ニ関スル件(第三十一報)」特秘ニ第三六二号(『集成』第一巻、九六四頁)。

五 第二次争議の経過

1 争議再発の原因

ほぼ一年半に及んだ第一次争議は以上のようにして一応終息した。ところが、その年の一〇月には再び争議が発生したのである。当該争議には、切目支部と、すでに全農から脱退していた切山支部は参加していない。また、野口支部も、三二年小作料の減免要求には一応同調したが、三二年一月に単独に解決して⁽¹⁾いた。加えて、他支部でも第一次争議の時に比べると勢力はかなり減退していた。そうした中で、特に谷口・西内原両支部が中心となつた争議であった。

第一次争議では、非常に劣勢であったにもかかわらず、調停によつて、小作人側は当初の要求をかなりの程度実現することができた。従つて、この点に関しては小作人側に不満はなかつたはずである。では、争議再発の原因は何か。

a、小作料水準

そこで、第14表を見てみよう。同表は、日高郡各町村の、反収および反当契約小作料の分布状況を、一九二一年と三二年について対比したものである。比較の意味で海草郡の例も示しておいた。まず、日高郡の場合を見ると、小作料の低下は農民組合が存在しない村々で多く生じ、御坊争議の関係地域、五ヶ町村における兩年度の小作料水準は、

第14表 日高・海草両郡における小作料の変動

I. 日高郡

(イ) 1921年

(ロ) 1932年

(単位: 村)

	1.00	1.25	1.50	1.75	2.00	2.25	2.50	2.75	3.00	計	1.00	1.25	1.50	1.75	2.00	2.25	2.50	2.75	3.00	計
0.500										1	1	1							3	
0.675	1									1										
0.750		1								1			1	1	1				3	
0.875		1	2							3				1				1	2	
1.000			1	2	1	1				5			1	1	2				4	
1.175				(1)						(1)				2	2	2(1)			6(1)	
1.250					1	1	2			4				1	1				2	
1.375					3(1)	1	2			6(1)						1			1	
1.500					(2)	*1(1)				1(3)					(1)	(1)	(2)	(4)		
1.625	1	1	3	1	6(4)	4(1)	5			21(5)	1	1	3	4	6(1)	4(2)	1	1(2)	21(5)	

II. 海草郡

(イ) 1921年

(ロ) 1932年

	1.00	1.25	1.50	1.75	2.00	2.25	2.50	2.75	3.00	計	1.00	1.25	1.50	1.75	2.00	2.25	2.50	2.75	3.00	計
0.500										1									1	
0.675																				
0.750																				
0.875																				
1.000		1								1			1	2	1				4	
1.175			2(1)		1		3(1)						(1)	3(1)	2(1)				5(3)	
1.250							1	1						1	2	1(2)	4(2)			
1.375				2(1)	4(1)	(1)		6(3)					(1)	1	1	(1)	2(2)			
1.500				(1)	2	1(4)	1	4(5)							(1)			(1)		
1.625	1	4(3)	6(1)	2(5)	2	15(9)					1	1	2(2)	6(1)	5(2)	1(3)	16(8)			

- 注) 1. 日高・海草郡「大正10年小作慣行調査」(東京大学農学部図書館所蔵)、和歌山県経済部「農政調査資料」第二輯(1935年)より作成。
 2. 海草郡の農民組合所在地は、全農和歌山県連合会「第2回大会議事録」(和歌山大学紀州経済文化史研究所所蔵)、農民組合史刊行会編『農民組合運動史』(1960年)による。
 3. 1921年と32年の契約小作料と反収がともに判明する町村だけを示した。「小作慣行調査」に報告されていない町村、あるいは海草郡の場合、昭和期に入って和歌山・海南市へ編入された町村もあって、表中の町村数は両郡とも実際より相当少なくなっている。
 4. 日高郡湯川村は、昭和期に入って御坊町に発展・吸収されるので、32年は御坊町の数字をとった。また、切目支部は争議に加わっていないので、切目村は農民組合が存在しない町村と同様にみなし、※で一応その所在を示した。
 5. () 内が農民組合が存在した町村。

全く不変であつた。これに対し、大正末期に争議が多発した海草郡では、当然のことながら農民組合が存在する村々でも小作料は激しく低下したのであつた。

右の事実には、大正末期の争議と御坊争議——昭和恐慌期の典型的な争議としての——の性格の相違が端的に示されている。御坊争議地域の地主の場合、当面の争議解決条件で譲歩しても、小作料の引き下げなどの小作条件改変に関わる要求はいつさい拒絶していたことが確認されるのである。そして、逆説的であるが、現実に争議に直面したこと、加えて争議では小作人側を完全に圧倒していたことが、地主がそうした非妥協的姿勢を貫きた要因であつたと考えられる（従つて、非争議地域における事態は、御坊争議などの展開を見て、当該地域の地主が予防的に小作料を引き下げた結果と理解しよう）。

もともと小作料率が高水準であった上に、このように争議によつてもそれに何ら変化がなかつたこと、ここに争議再発の根本的原因があつた。

b、小作料減免決定方法

第二次争議の直接のきっかけは、三一年一〇月一三日に実施された谷口、西内原両支部での坪刈で、収穫量の判定をめぐつて当事者間に一石を越える大幅な意見の食い違いが生じたことにあつた。そして、この対立は、基本的には、小作料減免の決定方法が恣意性を残していたことに淵源していた。

第一次争議での調停の際、地主側は耕作継続の条件として、「不作ノ年ハ立毛ノ検見ヲ行フ、検見ハ地主ノ意向ニ従フ」ことを強く主張していたが、今回の対立でも減免額の決定過程に小作人の意見を反映させることには強い拒否反応を示した。すなわち、坪刈の後、双方は二名づつ代表者を出して減免額の決定方法について協議に入るが、そこ

で地主側が提起した案とは次のようなものだったのである。

- 一、立会者ハ双方各三名宛トシ小作調停委員二名立会ノ下ニ行フ。
- 二、作業ハ双方利害関係セサル第三者ヲ雇入ル、コト（作業人ノ人選ハ小作調停委員ニ一任）。
- 三、立会人、作業人、小作調停委員以外ノ者ハ一切現場ニ立寄ラサルモノトス。
- 五、検査ハ現場ニ於テ妨害的行為或ハ不正ハ行行為又ハ本申合ニ違反ノ行為アリタルトキハ検査ヲ中止シ、相手方（地主側委員一庄司）、ノ裁定ニ従フモハトス（第四・六・七の各項は省略）。

第一～三項に、地主側が小作人との対立を極力回避すべく収穫高の決定方法を機構化・客觀化しようとしていたことが伺れる。しかし、それは、大正末期の争議の結果ひろく成立した協調体制⁽⁴⁾とは本質的に異なり、名実ともに収穫高を集團的に決定しようというものではなかった。第五項で、収穫高の決定権が最終的には地主に帰属するとされていたことが注目されねばならない。小作人側が反発したのもこの条項に対してもアリタルトキハ検査ヲ中止シ、相手方は、一九日、第五項の削除を申し出る。もとより、地主側も素直にこれを聞き入れるはずはなく、「両者ノ妥協ハ殆んど成立ノ見込ナキ」状態のまま協議は決裂していったのである。

協調体制の未確立、換言すれば地主小作関係の再編の必要性を地主側に痛感させるまで第一次争議が突き進みえなかつたこと、ここに小作人側が再度争議に決起しなければならなかつた直接の契機があつた。

2 爭議の展開

a、立禁の大々的展開

とはいいうものの、小作人側にはすでに積極的・組織的に地主側に対抗していく姿は見られなかつた。まず、争議では自己の要求内容を明確にしていない。調停を申立てるまでただ漫然と小作料を滞納したままやり過し、自ら田立つた動きを見せるることはなかつた。⁽⁶⁾ そのうえ、争議資金さえ積み立てていなければならなかつた。

一方、地主側の対応にも新たな特徴が現われていた。第一次争議の最終段階に地主側が大規模な立禁執行を図るんではいたことは前述したが、小作人側の今回の行動に対して地主側はその方針をついに現実化させたのである。三三年二月上旬から四月にかけて十数回に及んだ立禁執行は実に一八町歩にも達した。

ところが、小作人側は、これに対し、「無抵抗主義」⁽⁸⁾をとり、谷口支部を除いてはほとんど抵抗していないのである。その谷口支部の闘いは四月二六日に起つた。しかし、この衝突でも官憲の規制はきびしく、婦人一二名を含む六一名が検束された。これは、谷口支部（最高時の支部員数六五名）としては壊滅的な打撃と言える。さしもの同支部も、以降は地主側と真向から対立することはなくなり、以下で見る「饑餓行進」、同盟休校という退却的な闘いを余儀なくされていった。

b、「饑餓行進」と同盟休校

地主側の反攻の激化、が、それに物理的抵抗に出れば官憲の規制を受けるという閑塞状況の中で、唯一の闘争手段として選択されたのが、「饑餓行進」と同盟休校であつた。

まず、「饑餓行進」は、和歌山地裁田辺支部までデモを行ない、立禁解除を訴えようというものであつた。谷口支部を中心に、小松原・財部・西富安・吉田・西内原の各支部が参加し、五月六日に実施された。総勢一一六名、吉田三〇名、財部二八名、谷口二〇名の三支部が特に多数の参加者を出していた（前出第4表参照）。

次に、同盟休校は、「饑餓行進」の直後の五月八日に始まった（全農日高農民小学校開校）。その衝撃はもとより大きく、村・県当局も一時混乱に陥った（一〇日、盟休関係四ヶ村の村長・小学校長が善後策を協議する。一日、湯川村・小学校長が県庁を訪れ関係各課と協議する）。ただ、かかる戦術をとつた小作人側に、内部矛盾が全くなかつたというわけではない。盟休時の小作人側の状況というのは、次の如くであった。

斯ハ一部組合中立禁反対ノ為ノ盟休ハ全組合員ノ意思ニアラス、全農幹部ノ策謀ニ因ルモノニシテ而モ地主ニ対シテハ、何等ノ痛痒ヲスマ感セシムルコト能ハサル拙劣ナル闘争方針ニシテ、何等効果的ノ行動ニ非ルノミナラス、農民学校ノ如キ設備極メテ不完全ニシテ教師亦其ノ人ヲ得ス、却ツテ自己ノ子弟ノ教育上甚々面白カラサル惡結果ヲ招来スルモノナルコトヲ自覺シ、農民学校ニ登校セシムルヨリハ寧ロ家事手伝ヲ為サシムルヲ可トシテ欠席セシメツ、アルモノ、又平素ニ於テモ登校ヲ好マサル児童ハ盟休ヲ機トシテ農民学校ニモ登校セサルモノモアル模様ナルカ、他ノ組合員ニ対スル体面上、努メテ農民学校ニ登校セシメツ、アルカ如キ状態ニアリ。幹部ニ於テモ此ハ空氣ヲ察知シ組合青年部員等ヲシテ、盟休ノ継続、農民学校ハノ登校ヲ懲憲セシメツ、アリタリ。

組合幹部にしても、盟休あるいは農民小学校の開校が、「地主ニ対シ何等脅威ヲ与フルモノニアラス、爭議ヲ有利に導ク為ノ闘争方針トシテ効果的ノモノニアラサル事」¹⁰は承知していた。一般の組合員が盟休に対して冷淡・消極的だったことは、それゆえ当然と言わねばならない。事実、農民小学校の出席率（関係児童一四〇名）¹¹を見ると、八日七九%、九日八二%、一〇日六一%、一一日六〇%、一二日五三%、一三日五四%、一四日（日曜）、一五日五九%、一六日五八%となる。¹²出席状況が比較的良好なのは、最初の二日間だけであった。農民小学校の授業状況について、小作官は、「児童及教師共何等規律ナク授業中ト雖児童ハ寝転ビ又ハ席ヲ立ツテ遊ビ教師モ授業中ニテモ生徒ヲ放任シテ自由行動ヲ採ル」と報告しているが、それもあながち誇張ばかりではなかつたと思われる。

とはいへ、かかる鬭いが、一時的にせよ地主側の動きを封じたことも疑いない事実であった。警察の規制を受け、一六日に農民小学校を閉鎖せざるをえなくなり、さらに二五日には盟休は解除される。これによつて地主側の攻勢はいよいよ激しさを増した。六月七日、昭和土地会社は立禁地の一部の耕作許可を受ける（一九日から植付開始）。そして、一四日には一挙に一九・四町歩もの立禁が執行された。それまでの二二町歩と合わせ、これで立禁地は實に四一町歩にも達したのである。この立禁執行も、小作人側は「全然手出シセス頗ル平穏裡ニ終了シタ」のであった。

2 爭議の終結

a、調停の経過

この争議での調停申立は、六月二三日、小作人側からなされた。その関係小作人数は一二八名。争議に關係した小作人は二〇六名であるから、争議開始以後調停申立までに、小作人側は勢力をほぼ半減させていたことになる。

それにしても、六月二三日の調停申立といふのは、小作人側の状況を考慮するとやや遅すぎる感じがする。実は、当該争議では、小作官も最初から調停による早期解決を目指し、小作人側にしきりと調停の申立を促していた。これに対して、谷口支部が独り反対していた。⁽¹⁴⁾しかしながら、上述のように農民小学校の解散、盟休の解除によつて、小作人側は完全に手詰まりの状態に陥つて いたはずである。それにもかかわらず、調停申立がそれからほん一ヶ月も後になつたのはなぜか。

それは、以下の報告に明らかである。すなわち、

全農日高地区委員長大島吉松ハ県連幹部ト同一ノ意見ノ下ニ本部並ニ県連ヨリ来援ヲ得テ大衆デモ、文書戰ノ演説会等ニヨリ強硬

ニ鬭争セントシ、若シ七年度小作料ヲ納付スル場合ニモ将来鬭争ヲ繼續セシムル意味ニ於テ之ヲ五割位ニ止メントスル意向ナリシ
處、同地区幹部ニ於テハ却テ各支部毎ニ交渉ニ当リ解決策ヲ講セントスル傾向ヲ生シ、一般小作人ニ於テモ之ニ共鳴セル有様ニシ
テ之カ為本部、県連幹部及地区委員長対各支部間ニ内訌ヲ生シ、各支部ハ農民組合組織ヨリ離脱セントスル情勢ニ到リシカ、客月二
四日高木県小作官ヲ通シ和歌山地方裁判所ノ調停裁判ヲ申請セル模様ナリ。⁽¹⁵⁾

これによれば、調停の申立をめぐつて、県連幹部ならびに日高同盟委員長・大島吉松らと、各支部の間に対立があ
つたことが分る。前者は、調停申立には反対で、なお積極的な鬭争戦術を主張していた。一方、後者は、調停によつ
て支部ごとに争議の收拾を図つていこうといらうのであった。結局は、後者の主張が通るが、その際、対立の中で各支
部が全農県連から脱退する気配を示したので、指導部もやむなく従つた、という経緯があつたことに注意しておかね
ばならない。いわば「指導の崩壊」である。

こうした支部の動きは、やがて一斉に全農県連から皇國農民同盟へ鞍替えすること（三四年四月二四日—後述）へ
とつながつていくのである。

では、調停はいかに進退したか。まず、小作人側に対する周囲の見方が非常に厳しくなった。それは、「引続キノ
争議ニ小作人ニ同情スルモノナク、徒ツテ居中調停ニ奔走セムトスル一人ノ有志モナキ有様」⁽¹⁶⁾、と報告される程であ
つた。とはいゝ、そのことと調停の進め方は、第一次争議でもそうであったように別のことである。今回も調停委員
会は、「土地ハ地主ノ自活上止ム得サルモノヲ除ク外引続キ耕作セシムルコト、其ノ代リ未納小作料ハ其ノ年作況ニ
因リ相当ノ減額ヲ行ヒ、其ノ残余ハ納入セシムルコト」⁽¹⁷⁾を基本方針としていた。

かかる調停方針がしかし、今回も地主側の意向と真向うから対立したことは言うまでもない。当該争議での地主側

昭和恐慌期の小作争議

第15表 立禁地の利用状況
(単位: 反)

	1933	34	34年末
会社直営	181.6	191.0	144.2
請負耕作	50.8	34.2	31.0
小作人供託	55.9	—	—
地主自作	87.6	19.4	14.9
合 計	375.9	244.6	190.1

注) 前掲「和歌山県日高郡御坊争議ノ概要」より作成。

の強硬さは、調停の場にそのまま持ち込まれた。地主側は、自作あるいは土地会社での耕作を理由に立禁田の全面返還を主張した。ただ、これは言葉どおりには理解できない。なぜなら、地主側の真意は自作化にはなかつたと考えられるからである。例えば、立禁地の利用状況を見ると(第15表)、三三年に八八町歩存在した「地主自作」は、翌年には——争議はまだ解決していない——一九町歩に減少している。この間増加した昭和土地会社の直営地とは対照的な動きと言える。その土地返還要求はあくまでも農民組合の潰滅を意図した、小作人側への対抗上のものであつた。調停で地主側が「土地ノ耕作等眼中ニナ」という態度をとり、「(土地会社による耕作は一庄司)經營上不合理ト認ムルモ(略)収入ヲ目的トセス例へ、二年ノ荒廃ハ『止ム得ヌ』」⁽¹⁸⁾とまで強弁するのも、そのためであつた。

一方、小作人側については、まず、調停を中心立てた四日後に、財部・西内原・谷口の各支部が、立禁地の耕作人夫としての使用方の交渉を昭和土地会社と始めたことが注目される(三〇日に協定成立)。これは、立禁の是認、この点での小作人側の屈服を意味する。また、調停では一応、三二年度小作料の五〇六割減、立禁の解除、未納小作料の分割払い等々を主張したが、その裏では、「幹部(ヲ)排撃シ組合解散ヲ決議」するという事態も生じ、そして「自觉セル」一部の小作人は「单独ニ地主ヘ交渉シ解決ニ努メ」⁽¹⁹⁾る始末であつた。

b、争議の結末

当該争議の以降の展開および結末の内容は詳らかではない。判明する事実のみ以下述べよう。

第一に、調停は、三四四年四月二四日、「自覚セル」小作人二七名についてのみ成立した。すべて個別交渉によるものである。その点で、二七名はいわば脱落者であった。他の、調停に關係した小作人は、ここではまだ調停には同意していない。

個別的な調停であるから、その条項は細部でそれぞれ異なる。けれども、基本的に自らの姿勢に規定されたものとはいへ、全体的に言って小作人側にはかなり厳しい内容であった。⁽²⁰⁾ 第一に、二七名のうち一三名は小作契約を解約されている。そのうち、小作地を購入した二名、また第三者への売却ではあるが小作継続を前提としていた一名は問題ないとしても、「合意解約」が六件、そしてあとの四名が「地主・小作」を理由として土地返還を強制されたのであった。第二に、三二年度小作料の減免については、一割減が五名、三割減が一名のほかは全く認められていない。また、未納小作料の分割払いも否認された。そして第三に、伝統的秩序の中での小作人の封じ込みを意図した減免条項と、制裁規定も依然として付加されていた。特に後者は、小作人が「将来三ヶ年間ニ一ヶ年分ノ契約小作ニ相当スル小作料ノ支払ヲ延滞シタルトキハ直チニ本件土地明渡ノ請求ヲ受クルモ異議ナキ事」と、一層具体性を帯びていたことが注目される。この規定が以後いかに小作人側の行動を制約したかは、あとで検討する。

第二は、二七名を除く農民組合員の、皇國農民同盟（以下「皇農」と略す）への一斉加入についてである。⁽²¹⁾ 前述のように、調停を申立てた時点から小作人側には支部の全農県連離が顕わになっていたが、調停の難航——三三年六月末から翌年の二月八日までの間に調停委員会は三回しか開かれていない——がさらにそれを決定的にした。小作人側は、この「調停行惱みの状態」を打破すべく皇農に鞍替えしたのであった。それはちょうど、二七名が調停に同意した四月二四日のことである。

皇農に加入すると、小作人側は直ちに調停を取り下げ、憲兵隊に調停の斡旋を依頼した。しかし、この調停も、地主側が「憲兵隊ノ斡旋ヲ辞退スル」態度に出たため、結局は不調に終っている。これで、小作人側も、先の二七名と同じように地主と個別に争議の解決を図つていかねばならなくなつた。残念ながら、以降の展開は詳らかではない。それにしても、小作人側が、国家権力の中でも最も反動的で反人民的な部分ににじり寄り、加えてそれに「無条件一任ノ態度」をとっていたことは注目されてよい。ここには、支配体制のファッショ的再編に対する同調——たとえ消極的なものではあれ——へ容易に転化する心情的要素が胚胎していた。

憲兵隊が介在したにもかかわらず、調停が不調に終つた理由としては、さしあたり以下の二点が考えられる。第一に、当該争議は、前争議解決直後の、二度目の争議であったことである。そのため、前述のように、地主側の反発もことのほか強く、小作人側は孤立を深めていた。こうした状況では、調停委員会も第一次争議の時のように方針どおりの調停を行なうことは困難とならざるをえない。第二に、調停時期はすでに恐慌からほぼ脱却しており、また三二年度の作況も必ずしも悪くはなかつたことである（後掲第19表参照）。地主側に大幅な譲歩を迫る口実もそれだけ稀薄化せざるをえなかつた。

さて、皇農は、一斉加入した時点で六八名の勢力を有していた。単純に逆算して、三三年六月に調停を申立てた一二八名の小作人のうち約三〇名の動向が不明であるが、皇農の組織のされ方はほぼ全農からの鞍替えであったと言つてよい。各支部の勢力を見ると、谷口二七名、吉田一三名、そして小松原・財部・西富安が各七名と、やはり前二者特に谷口支部が争議での奪闇を反映して有力であった（前出第4表参照）。

ところで、皇農の活動状況については、次の一文がその一端をよく伝えている。

それから今日、日高から前井君（谷口支部幹部・前井庄次のこと一庄司）の紹介で元日高郡湯川村西富安の組合員青木清太郎といふ人は来た。要件は、小作調停申立て書類を前井君に書いてあらうて二回に涉って提出したが二回共返送されて來た。それで困つて前井君、大島君（日高同盟委員長・大島吉松のこと一庄司）に相談した処が、県連へ行つて田辺君辺りに書いてもらうとよいと、云ふ話であった。そして紹介状を書いてもらつたと、云つて紹介状を持って來た。それで此方は気持よく書いて本人を同伴して裁判所へ提出した処がバスしたので、当人は飽氣に取られてエライものだと云つてゐた。そして喜んで日高へ帰つた。又来るからよろしく頼むと云つてゐた。日高に於ける皇農□□の無力の程が知れよう。私は何時かこれを手するに日高へ出て行く積りだ。このように一人一人を捉んで行く事がやがて日高を再建するものだと考へてゐる。日高の前井君、大島君辺りは何處まで皇農を信じて活動しているか、この一事をもつて知れよう。⁽²³⁾

皇農の勢力は存在してもほとんど休眠状態にあつたことが理解される。幹部層に充満した無氣力状態はさらにひどく、一般組合員の調停申立の手続き充分になしえなかつた、というのである。

かかる状況下では、地主との交渉を行なうことは著しく困難である。県小作官も、三五年、一月時点の状況を踏まえて、「小作人側ハ鬪志頓ニ衰ヘタルヲ認メ得ルヲ以テ（ちなみに当該時点には皇農勢力は五六名に減退して了一庄司）、恐ラクハ今年植付期迄ニ、地主側ニ有利ナル条件ヲ以テ略々解決ニ至ルベシト思料サル」と、見通しを述べてゐるが、争議の解決条件は、全体的に、先の二七名のそれと大差なかつたものと推察される。⁽²⁴⁾

最後に、立禁の解除について述べておこう。立禁地は、三四年末にはまだ一九町歩存在した。そのうち一四・四町歩は昭和土地会社の直営地であったが、翌年に同社が解散したのでほとんど元の小作人に戻された。地主が自作していた土地もすでに大半は小作人に返されており、当該時点では一・五町歩を残すのみであった。

都合五年にもわたつた御坊争議は、こうして一応終息した。

(1) その後も紆余曲折があり、最終的に解決したのは三三年一月三日である。その解決条件を見ると、①二九・三〇年度未納小作料が三分の一に軽減されたこと（ただし、石当り一九円で現金換算して一時に支払うこととされた）、②三二年度小作料が二割五分減額されたこと等々、第二次争議のそれに比べ小作人側にかなり有利な内容になっていた。なお、詳細は、農林省『一九三三年小作争議及調停事例』五八七一九〇頁参照。

(2) 「日高御坊平野ニ於ケル小作争議調停ノ実情」〔集成〕第二卷、九五三頁）。

(3) 「日高郡志賀村等ニ於ケル毛見実行紛擾ニ関スル件」特秘農第三八四号（〔集成〕第二卷、九八〇頁）。

(4) 詳細は、前掲、拙稿「小作争議と地主制の後退」参照。

(5) これに加えて、県小作官は、二九・三〇年度未納小作料の分割払いの負担加重を指摘している（「和歌山県日高郡御坊争議ノ概要」自一九三五年一月二六日至二月四日調査）。それによれば、小作料率を六〇%とすると、三二年度の総支払額は分割払いの分も加えて、実に反収の九四%に達した。小作人側に著えがなかつたとすると（争議主体の性格、恐慌下という状況を考慮すればそう予想するのが妥当である）、この支払は不可能に近い。こゝにも、「生活防衛」の論理に貫かれた御坊争議の性格が現われていたと言えよう。

(6)(7) 前掲、「協調会大阪支所資料」でも、これら点は、第二次争議の問題点として指摘されている。

(8) 「小作争議ニ関スル報告ノ件」農第三二六九号（〔集成〕第一卷、九七〇頁）。

(9) 「全農日高地区ノ盟休ニ関スル件（第四報）」特秘農第三一二号（〔集成〕第一卷、九九四頁）。

(10) 同右、九九五頁。

(11) 支部別の内訳を見ると、財部四〇、小松原七、西富安一、谷口六〇、吉田一五、そして西内原六名となる（「全農日高地区ノ同盟休校ニ関スル件（第一報）」特秘農第三一二号〔集成〕第一卷、九九一頁）。

(12) 前掲「全農日高地区ノ盟休ニ関スル件（第四報）」〔集成〕第一卷、九九四頁）。

(13) 「全農日高地区ノ同盟休校ニ関スル件（第一報）」〔集成〕第一卷、九九三頁）。

(14) この間の事情は次の如く報せられている。「斯ル事件（四月二六日の、立禁執行に伴う地主側と谷口支部の衝突（庄司））ノ勃発ヲ予想シ小作官ハ度々当事者ニ交渉シ小作調停ノ申立ヲ勧告セリ、之ニ対シ農民組合ハ大部分承諾シタルカ志賀村字谷口支部ニ限り（硬派）調停申立ニ反対シ、幹部ハ之を説得ニ日時ヲ要シ之ヲ準備中今回ノ如キ事件発生シ數名ノ犠牲者ヲ出シタル今日今更調停申立ノ人氣統一セナルコトヲ小作官ハ甚々後悔シツアリ」「小作争議ニ関スル報告ノ件」〔集成〕第一卷、九七〇頁）。

(15) 「和歌山県地主協会对全農日高地区ノ小作争議経過ニ関スル件」特秘農第三九四号（〔集成〕第一卷、一〇〇四頁）。

(16) 「日高平野ニ於ケル小作争議報告ノ件」農第三二六九号（〔集成〕第一卷、九七一頁）。

- (17) 「小作調停事件結果報告ノ件」農第三五八四号（『集成』第一巻、九七四頁）。
- (18) 「日高平野ニ於ケル小作争議報告ノ件」（『集成』第二巻、九七一頁）。
- (19) 同右。
- (20) 詳細は、「小作調停事件結果報告ノ件」（『集成』第二巻、九七四—七八頁）参照。
- (21) 同右、九七五、九七七頁。
- (22) この芽は、すでに、皇農理事長・吉田賢一が第一次争議の時的小作人側代理弁護士を務めたところから胚胎していた。
- (23) 「田村某から伊藤実への書簡」一九三四年五月二六日付（「全農県連文書」大原社会問題研究所所蔵）。
- (24) 前掲「和歌山県日高郡御坊争議ノ概要」。

六 御坊争議の意義

1 大正末期の争議との相違点

a、県小作官の評価

これまで、御坊争議について、発生条件、争議主体の階層性・争議の論理、そして争議の経過と結末を検討してきたが、次に、まとめとして争議の意義を確定せねばならない。その際、評価の基準を、争議による地主小作関係の変化の内容に求めることは当然であるが、より具体的には、一般に協調体制をともかくも成立させた大正末期の争議との異同が、特に問題となる。その意味で、高木県小作官の御坊争議に対する以下のような評価は注目に値する。

其ノ係争範囲、人員、期間、及び内容等ニ就キテ観レバ、本争議ハ蓋シ稀ニ見ル大争議ナリト雖モ、吾ラノ見ルトコロヲ以テスレバ其ハ鬭争未だ猶不充分ナルモノアリ。其ノ因由スルトコロハ之ヲ措クトスルモ、若シ小作人側ノ鬪志尚旺盛ニシテ之ヲ阻止スル

ノ条件ナク、飽クマデ地主側ト対抗フ続クルニ於テハヤガテ両者共ニ傷クトコロ更ニ大トナルベキハ必至ニシテ、斯クテ或ル程度以上ノ疲弊因憲ニ達シタランニハ双方始メテ合理的解决ヲ真ニ求ムベク、此處ニ徹底的解决ハ其ノ緒ニ就キ得ベシ。即チ両者ヲシテ真ニ此ハ禍害ノ根源ヲ認識セシメ、其ハ芟除ニ協力セシムルハ底ニ至ルベキコソ寧ロ望マシク、少クトモ適正ナル小作条件ノ樹立ラレハ為ニモ本争議ハ未ダ鬭争不充分ナリト断ジ得ル。⁽¹⁾

すでに見たように、御坊争議は、規模の大きさ、展開の激烈さ、期間の長さで比類ない争議であった。それにもかかわらず、高木小作官には、「適正ナル小作条件」の未確立という点で「不充分」な争議に映つたのであった。「適正ナル小作条件」の内容は明示されていないが、本稿の分析を踏まえればさしあたり以下の点が指摘できる。

(1)争議によつても小作料を引き下げられなかつた。いや、より正確に言えば、争議が、逆に地主の反発を強め小作料の据え置きに結びついたということ。そもそも小作料が極めて高い水準にあつたにもかかわらずである。

(2)小作料減免決定方法にも変化がなかつた。すなわち、法的裏付けを与えた——調停条項によつて——という点では新たな形態をとつていたが、実質的には、伝統的な小作人支配をおお繼續するものであつた。加えて、制裁規定を具体化・明文化することで、地主は小作人の抵抗を封じ込む体制を構築した。

(3)農民組合の存在が全く許容されなかつた。農民組合は、即、地主的土地位所有の解体に結びつくものではない(協調体制下の農民組合の「眼り込み」を想起せよ)。けれども、現實に活動している、いよいにかかわらず、小作人の力の結集→地主小作関係の「近代化」には、不可欠の制度的保障であつたことに間違いない。御坊争議で地主側があくまでも農民組合の解体を目指したことは、それ故、小作人に対して一片の権利も是認しない、地主のむきだしの反動性を示すものにほかならなかつた。

b、争議を限界づけた条件

御坊争議の、大正末期の争議との相違はもはや明白である。では、これはいかなる条件に規定されていたのか。次にこの点を整理してみたい。

(1)まず、地主側の条件として——そしてこれが決定的であったが——、(1)恐慌による地主の経営破綻と、(2)争議で主導的役割を果した小地主が争議地域に対してはすべて不在地主であったこと、の二点が指摘される。

一般に、恐慌期の争議は①によつて困難化していたと言える。だが、御坊争議の場合、それに②の条件も附加されたのである。②については、例えば、三四四年一〇月三〇日に西内原村小中部落で発生した争議（地主一五名、小作人三〇名、関係面積二四町歩）の結果と対比すればよく理解される。当該争議の調停条項（ほぼ一月後の一二月五日に成立）には、「地主小作人三名ノ當設委員ヲ選定シ将来不作ノ場合ハ立毛刈取前委員ニ申出テ、委員ハ検見シ減額率ヲ勘定シ地主小作人ニ発表スルコト」⁽²⁾という条項が含まれていたのである。もとより、これだけでは、地主小作関係がいかに変化したかは確言できない。⁽³⁾けれども御坊争議において、同じ小中の地主が、志賀村谷口部落あるいは西内原村高家部落の小作人に示した姿勢に比べて際立つた対照をなしていたことだけは疑いない。そしてそれが、同一部落の小作人であるが故であったことも自明であろう。

前述のように、御坊争議の場合、争議地域はすべて不在地主型村落であったが、それは、一面では小作人が恐慌期に争議に決起することを容易にした。と同時に、他面では争議を困難化する——地主の姿勢を硬化させることにより——条件ともなった。昭和恐慌期における不在地主型村落の、争議の発生と展開に対する右の二様の規定性に留意する必要がある。

(2)一方、小作人側の条件については、①变革主体としての貧農・半プロ層の限界性と、②争議の中軸となつた中農層の、経済的脆弱性に起因する、同じく変革主体としての限界性、の二点が指摘される。

まず、①について言えば、貧農・半プロ層は、ある局面では激しい戦闘性を發揮するが、闘いを持続的に展開するという点で決定的な弱点を有していた（切山支部の闘争形態に示される）。この二つの側面が、ともに貧農・半プロ層の恐慌下の存在形態に即応したものであることは言うまでもない。また、貧農・半プロ層が争議を激烈化させたとはいっても、要求内容等で争議に質的变化をもたらしたということもなかつた。発揮されたエネルギーは巨大であつても、それによつて結実した成果は極めて乏しかつたと言える。

次に、②については、前述のように、結局のところ争議地域の後進性に対応したものであることが留意されねばならない。すなわち、労働市場の狭隘性は、一方で、特に上層を中心の中農層の争議への決起を抑制する方向に作用する。争議地域では、「V」意識化を根拠とした争議の条件は極めて未成熟であつた。と同時に、他方では、農民層分解を弱いものとし、経営的に脆弱な中農層を広範に残存させる。御坊争議の扱い手は主としてかかる部分から構成された。その意味で、「生活防衛」という争議の論理は、争議主体の限界性とともに表裏の関係にあつたと言えよう。争議地域における後進性の、争議の構造に対する右の一様の規定性に留意しておきたい。

2 地主の小作人支配の変化

右の枠組みの下で、では、現実に地主はいかなる小作人支配を行なつてゐたのか。これまでの分析の限りでは、争議によつてもそれには実質的にほとんど変化がなかつた如くであるが、実際にはどうであつたのか。指摘するまでも

なく、争議の意義を確定する際、単なる小作条件の表面的変化を追跡するだけではなお不充分である。そこで以下、右の点を、塩路家（藤田村吉田部落）と湯川家（西内原村小中部落）の小作関係を例に検討してみたい。

両家とも争議の標的となつた地主であり（前者は吉田支部⁽⁴⁾、後者は志賀・西内原支部が中心）、争議による地主小作関係の変化を見るには恰好の事例をなす。ただ、資料的に、前者が一九一三年から一五年、後者も一四年から四年の範囲でしか小作料收取状況が分らない。後者で一応争議前後の比較は可能であるが、争議前については不十分なため前者によってその欠を補うことにする。

a、塩路家の場合

塩路家が居住した湯川村小松原部落は、和歌山県随一の地主である橋本太治兵衛家（一〇〇・五町一九二六年、以下同様）、久保田武蔵家（一二・三町）、同才助家（九・〇町⁽⁵⁾）など大地主を比較的数多くかかえた部落であった。塩路家はそこで幕藩期から明治初期にかけて「万商い」を営んでいた⁽⁶⁾。この商業的蓄積が土地集積の基盤となつたのである。

本稿で問題にする大正期はちょうど善雄（一八八六—一九三一年）の代に当たる。亡くなる四年前から務めていた湯川村収入役のほか、善雄には特に注目すべき社会的活動はなかつた。畑を自家菜園的に耕作していたが、実質上不耕作地主であったと言える。

一九一六年時点における貸付地（耕地のみ）は四・九町であるが、そのうち居部落には三・八反のみで、大半が居部落外に存在した。最も集中していたのは、藤田村吉田部落の三・二町である。なかでも、その一小字である下吉田では二・六町を所有していた⁽⁷⁾。ちなみに、ここは後に吉田支部が結成される地区であった。そこで、唯一判明する吉田部落での土地所有規模の推移を見ると（第16表）、一八八七年すでに六・二町を集積していたが、以降一貫して

第16表 吉田部落での土地所有規模の推移

(単位: 反)

年 次	土地所有規模
1887	61.8
92	60.1
97	49.4
1902	48.8
07	42.2
12	39.4
17	38.1
22	29.7
27	27.9
32	30.2
37	25.8
45	25.8

注) 谷口恒一『日高地方における地主制資料』その I, 1968年より作成。

減少し、一九一〇年には三町代、さらだ二〇年には二町代に落ち込んでいるのである。善雄の父・差右衛門が若死にしたこと（一八九三年頃）、また善雄の代になつても特に目につく経済活動を行なつていなかつたことが、こうした家の衰微を規定していたと考えられる。

さて、塩路家の大正末期における小作料收取状況

(第17表)は一九一〇年を境として大きく二つの時期に区分できる。以下、各時期の内容を吟味してみよう。

(一) 一九一三一二〇年。この時期は、生産力的には非常に不安定で、一五・一七・一八年と凶作があいついだ。けれども、塩路家の小作料收取状況には以下の特徴が見られた。第一に、負引がまだ凶作時の例外的なものであり、全体としてその額も極めて僅小であった(一八年には一四・五石に達したが、一六年は二・六石、そして一五年には僅か六・一斗に止まつた)。第二に、未納米もほとんど発生していない。また、表示しないが、未納米が出ても大半は一、二年のうちに納入された。ただ、第三に、小作料の納入時期については、一五年まで翌年度の納入⁽⁸⁾は無視しうる状況であつたが、それ以降増加・恒常化している点が注目される。特に一六年と一八年には、翌年度納入分は全体(ただし納入時の不明のものは除く)の四三%、五四%にも達したのであつた。

塩路家の小作人支配がこの時期、全体として安定的であったことは右の事実に照らして明らかである。しかし、同時に、当該期の段階性も確かに現出していたのであって、特に後半期に小作料納入の日取りを自主的に決定するとい

第17表 小作料収取状況

(単位:石)

年次	契約小作料額	負引額	未納米額	実納小作物料(納入時期別)				合計	反収率(日高郡)
				~12月10日	12月11~20日	12月21~31日	1月1日~		
1913	78.29	—	—	55.93 (72)	4.10 (5)	13.97 (18)	—	3.49	77.49 (100) 1.90
14	78.35	—	1.00	13.84 (18)	49.20 (64)	9.25 (12)	1.43 (2)	2.87	76.60 (100) 2.02
15	78.32	0.61	—	3.85 (5)	48.30 (63)	13.35 (17)	—	11.34	76.82 (100) 1.71
16	78.31	0.08	—	11.50 (15)	20.88 (27)	6.37 (8)	33.07 (43)	5.97	77.79 (100) 2.11
17	78.39	2.55	0.09	0.94 (1)	25.93 (34)	36.56 (47)	10.76 (14)	1.36	75.53 (100) 1.69
18	77.42	14.47	0.47	3.54 (6)	2.25 (4)	—	33.63 (54)	23.82	62.33 (100) 1.67
19	70.76	0.08	0.01	2.61 (4)	42.07 (61)	9.09 (13)	5.31 (8)	10.30	69.37 (100) 2.19
20	68.95	—	0.17	25.77 (38)	29.91 (44)	2.67 (4)	7.68 (11)	1.71	67.70 (100) 1.58
21	65.50	9.32	0.30	0.70 (2)	33.64 (72)	5.29 (11)	2.27 (5)	4.93	46.85 (100) 2.13
22	65.75	1.52	0.83	10.27 (16)	18.16 (29)	14.44 (23)	5.10 (8)	15.24	63.20 (100) 1.31
23	60.65	24.56	0.16	1.00 (3)	7.68 (23)	3.82 (11)	17.40 (52)	3.87	33.77 (100) 1.87
24	67.55	1.95	0.02	11.15 (18)	4.53 (7)	25.28 (40)	17.08 (27)	5.60	63.63 (100) 1.98
25	64.95	8.80	0.09	0.10	16.10 (35)	9.98 (21)	3.15 (7)	17.38	46.71 (100) 1.71

注) 1. 塩路家「小作米取帳」より作成。日高郡の反収は、各年『県統計書』による。

2. 第1回の受取の記載はあるが、その後の事情の不明な小作料額が、20年 0.21石、21年 9.07石、23年 2.23石、24年 1.66石、25年 9.17石存在した。

3. () 内は比率。

うかたちで小作人の自立化が進み始めたことは、決して看過されではならない。

(1)一九二一一五年。右の状況は二年以降著しく変化した。まず①負引が恒常化し、またその額も増加した。もつとも、この時期も生産力的には非常に不安定であった(二一・二三年凶作)。しかし、作柄が良好であった二一年と二五年でさえそれぞれ一・五石、八・八石もの負引が行なわれたのである。それから②未納米の問題である。実は、この時期になると、塩路家の「小作米取帳」記帳は非常に粗雑になる。つまり、分割納入の場合、第一回目の受取分は記帳されているが、残りの分の始末が判然としないのである。筆者は、「不分明」として注記しているが、この中には未納米もかなり含まれていたと考えられる。それは、例えば、二二年の状況からもおよその推測がつく。この年はとりわけ作柄が良好であったが、八・三斗もの未納米が出ている。従って、他の年度がこれよりも未納米が少ないとは考えられない。③小作料納入の遅延も、前の時期に対比して一層悪化・頻繁化した。さらには④奨励米の額が減少したことにも注目されてよい。一石当たりの支給額は大正期を通してほとんど変化していないから、これは小作料の米質が劣悪化したことを物語る。米穀検査の状況ともつき合わせてみると必要があるが、この背景には、できるだけ良質な米は残し小作料には劣悪米を当てるという小作人の選択があったのではなかろうか。

この時期、小作人の自立化は一段と進展した。特に、負引と未納米の恒常化・併存は、塩路家の小作人支配の動搖といふほかない事態であった。ただ、留意すべきは、そうした自立化が、異常に高い小作料率——塩路家の契約小作料は一・六石にも達した——に象徴される⁽⁹⁾劣悪な小作条件を前提にしたそれであつたことである。この限りで、それは、争議地域で大正末期に農民組合の結成→争議という事態にまで致らなかつた事実とも矛盾はしていない。両者とともに、小作人の「V」意識化がまだ稀薄であったことを物語つてゐるのである。

b、湯川家の場合

湯川家の居住した西内原村小中は、田六八・九町、畠二・九町、そして農家戸数約五〇戸の典型的な在村地主型村落であった（以下はすべて一九二六年の数字）。すなわち、田は、部落内の四五戸が総面積の七三・五%を所有した。その所有規模別構成は、五～一〇町二戸、三～五町三戸、一～三町一〇戸、八反～一町二戸、五～八反五戸、五反未満二三戸である。¹⁰ 有力な在村地主としては、湯川登家七・一町（部落内田所有規模、以下も同じ）、大橋兵次郎家六・九町、湯川西左衛門家三・九町、湯川清八家三・二町、等々があげられる。¹¹ 聴き取りによればこのほか九戸が地主として存在した如くであるが、それはちょうど一町以上の戸数に対応する。

湯川家の来歴は、幕藩期に村医者を開業していたとの伝聞のほかは全く不明である。¹² ただ、本稿で問題にする昭和期は登（一八八六？～一九四九年）が当主の座にあつたが、その経歴は概略以下のようなものであった。先代・山三郎が若死にしたため、登は旧制中学を終えると直ちに家督を継いだ。一九〇三年頃のことと思われる。だが、もはや自ら耕作することもなく、その二〇～三〇代は、「積善会」という村の男子社・青年団の世話役あるいは郡会・村委会議員などを務めたほかは、当時流行していた蓄音機・カメラに熱中する典型的な「旦那衆」の生活を送った。ところが、こうした生活にも転機が訪れた。地元実業界への進出である。¹³ まず、一九二三年、白浜温泉自動車の発足とともに、登は専務取締役に就任した。そして、三五年にはそれまで委任經營を続けてきた御坊付近の営業路線を独立させて日高自動車営業所を創設、これが四三年に南海自動車に統合されるまで直接經營に携わった。また、三九年にはこれとは別に日高交通機を創立している。かかる実業界への進出を機に、湯川家は小中の家を閉じ御坊町に移り住んだ。二七、八年のことである。家はまだ残したもの、小中の小作人にとって湯川家は不在地主となつたのである。

昭和恐慌期の小作争議

第18表 土地所有規模の推移

(単位: 反)

年次	西内原村		志賀村 志賀部落	合計
	小中部落	高家部落		
1887	72.0	48.3	29.7	150.0
92	70.8	47.5	45.1	163.4
1902	70.7	45.2	45.3	161.1
12	72.4	45.1	41.6	158.6
20	72.0	45.1	41.1	158.2
23	72.9	45.1	38.3	156.3
26	72.9	45.1	37.9	155.9
27	72.9	45.1	25.1	143.1
28	72.9	45.1	23.9	141.8
29	72.9	42.5	22.0	137.4
30	72.5	42.5	22.0	137.1
31	72.4	40.3	19.8	132.6
32	72.4	21.5	19.8	113.8
33	72.4	20.4	19.8	112.6
34	72.4	20.4	19.8	112.6
35	72.3	20.4	19.8	112.5

- 注) 1. 谷口恒一『紀州日高地方における地主制資料』1974年、115~16頁より作成。
 2. 1938年に2畝売却して以降、農地改革まで変化がない。

土地所有規模の推移については、谷口恒一氏が「土地台帳」から集計した数字がある(第18表)。それによつてここでは以下の四点を指摘しておきたい。第一に、湯川家は一八八七年にはすでに一五・〇町の土地を所有しており、以後九年二年までの五年間は僅かながらまだ増加するが、基本的に土地集積は明治前半期に完了していた。第二に、大正末期における土地売却はさほど急激なものではなかつた。例えば、一九二〇年から二六年にかけては約二・三反を売却したにすぎない。後述のように、当該期には湯川家の小作地經營も動搖するが、それはまだ、土地売却を促すまでには到つていなかつたと言えよう。ところが、第三に、昭和期に入ると土地売却は一段と加速される。まず二六年から二九年にかけて一町九反、そして三三年にかけてさらに二町五反が売却された。その際、売却の対象にされたのは、まず志賀部落、次いで高家部落の土地であり、居部落の小中の土地がほとんど処分されていないことは注目に値する。こうした土地売却のペターンは、昭和期に入つての不況・恐慌の影響もさることながら、より強く湯川

土地所有規模の推移については、谷口恒一氏が「土地台帳」から集計した数字がある(第18表)。それによつてここでは以下の四点を指摘しておきたい。第一に、湯川家は一八八七年にはすでに一五・〇町の土地を所有しており、以後九年二年までの五年間は僅かながらまだ増加するが、基本的に土地集積は明治前半期に完了していた。第二に、大正末期における土地売却はさほど急激なものではなかつた。例えば、一九二〇年から二六年にかけては約二・三反を売却したにすぎない。後述のように、当該期には湯川家の小作地經營も動搖するが、それはまだ、土地売却を促すまでには到つていなかつたと言えよう。ところが、第三に、昭和期に入ると土地売却は一段と加速される。まず二六年から二九年にかけて一町九反、そして三三年にかけてさらに二町五反が売却された。その際、売却の対象にされたのは、まず志賀部落、次いで高家部落の土地であり、居部落の小中の土地がほとんど処分されていないことは注目に値する。こうした土地売却のペターンは、昭和期に入つての不況・恐慌の影響もさることながら、より強く湯川

家に対する御坊争議の大きさに規定されていたと思われる。そして最後に、三九年以降には土地は全く売却されていない。

では、上述のような湯川家の動向を深部から規定した小作料收取状況はいかなるものであったか。以下、それを(一)争議前、(二)争議期、(三)争議後の三つの時期に分けて吟味してみよう(第19表)。

(一)争議前(一九二四—二八年)。この時期の特徴としては以下の三点が指摘できる。第一に、すでに塩路家でも確認したが、負引が恒常化し、また二六、二八年のような凶作時にはその額が激増することである。第二に、小作料の納入時期では、翌年度納入分は、二六、二八年を別にすれば一〇%強の水準に止まつた。塩路家でも、大正末期には一〇%に達しない年度が多かつたから、この点では両者は似かよつた状況にあつたと言える。第三に、未納米の問題である。それが無視しえない額で恒常化していたことは指摘するまでもないが、ここでは、未納米を出した小作人の性格に注目しておきたい。

第20表にそれを年次別に示した。一見して明らかなように未納米を出した小作人は、後に農民組合に結集する者(以下Aと略記する)——湯川家と小作関係にあつた志賀・西内原部落の小作人が農民組合を結成したのは、前述の如く二九年であった——がほとんどであった。しかも、Aは未納米の額も大きかった。すなわち二四年から二八年の間に未納米を出した小作人はのべ六四名であった(以下はすべてのべ人数)。そのうちAは四〇名を数える。しかし、一年で五斗以上の未納米を出した者は全体で一八名、そのうちAは一四名である。さらに一石以上では全体で九名のところAは八名を占めたのである。

右の事実の意味・背景は必ずしも明らかではないが、すでにこの時点では争議の萌芽が生じていたことを確認して

昭和恐慌期の小作争議

年次	契約額 小作料額	負引額	未納米額	第19表 小作料収取状況					(単位:石, %)
				支 付 額	支 付 額	支 付 額	支 付 額	合 計	
1924	144.22	10.11	1.41	62.12 (47)	26.57 (20)	28.30 (21)	15.73 (12)	132.71 (100)	1.87
25	142.82	5.55	6.89	52.88 (41)	31.58 (24)	31.89 (25)	14.04 (11)	130.38 (100)	1.98
26	140.21	26.98	14.68	22.74 (23)	24.11 (25)	22.30 (23)	29.12 (30)	98.27 (100)	1.71
27	141.80	6.84	5.03	36.55 (28)	45.31 (35)	31.51 (24)	16.57 (13)	129.94 (100)	2.06
28	143.73	18.60	5.72	8.47 (7)	47.64 (40)	31.66 (27)	30.25 (26)	118.01 (100)	1.81
29	146.02	15.66	72.61	—	19.20 (33)	12.17 (21)	26.38 (46)	57.75 (100)	1.97
30	146.71	16.27	75.65	—	28.40 (52)	15.81 (29)	10.54 (19)	54.75 (100)	2.19
31	149.76	26.90	9.94	3.44 (3)	36.73 (33)	14.67 (13)	58.09 (51)	112.93 (100)	1.87
32	140.37	17.76	33.30	0.60 (1)	14.60 (21)	23.20 (34)	30.74 (45)	69.14 (100)	1.95
33	143.45	2.89	16.51	29.87 (30)	42.58 (43)	17.64 (18)	8.79 (9)	98.88 (100)	2.30
34	141.65	19.32	9.52	33.26 (38)	15.76 (18)	26.04 (30)	12.65 (14)	87.71 (100)	1.85
35	144.79	18.81	13.55	18.20 (16)	35.64 (32)	35.33 (32)	22.73 (20)	111.90 (100)	1.99
36	143.01	8.10	9.81	42.90 (34)	14.33 (12)	52.42 (42)	15.45 (12)	125.10 (100)	2.17
37	140.73	29.66	6.48	12.17 (12)	40.62 (39)	45.44 (43)	6.37 (6)	104.60 (100)	1.85
38	140.09	7.29	3.44	45.36 (35)	51.15 (40)	27.19 (21)	5.88 (5)	129.58 (100)	2.18
39	133.57	21.23	5.16	25.00 (22)	37.99 (33)	41.65 (37)	9.06 (8)	113.70 (100)	2.25
40	139.71	20.82	9.60	24.42 (24)	35.41 (34)	36.50 (35)	6.82 (7)	103.15 (100)	1.90
41	142.41	32.74	6.94	5.60 (6)	0.35	67.79 (68)	26.29 (26)	100.03 (100)	?

注) 1. 湯川家「小作帳」より作成。反収は、各年『県統計書』による。

2. 稲庭米は、少額なので省略した。

3. () 内は比率。

第20表 未納米の発生状況

(単位:名)

未納 米(石) 年次	~0.1	0.1~ 0.3	0.3~ 0.5	0.5~ 0.7	0.7~ 1.0	1.0~ 2.0	2.0~	合計
1924	1	(2)	(1)		(1)			1(4)
25	(1)	1(1)	1(5)			(1)	(1)	2(9)
26		5(1)	4(4)		2(1)	(3)	(1)	11(10)
27	(2)	3(1)	(1)	(2)	1(1)	(1)		4(8)
28	(2)	4(2)	1(3)	(1)		1(1)		6(9)
小計	1(5)	13(7)	6(14)	(3)	3(3)	1(6)	(2)	24(40)
29	1(1)	3	1		1	(8)	1(9)	7(18)
30	2(1)	4	3	2	1	(5)	3(12)	15(18)
31		1	2		1	2	2	8
32	3	6	1	1(1)		(4)	2(3)	13(8)
33		3(2)	3(1)	2(2)	1	(1)	1(2)	10(8)
34	1(1)	2(1)	1	1	2	1(1)	(1)	8(4)
小計	7(3)	19(3)	11(1)	6(3)	6	3(19)	9(27)	61(56)
35	2(2)	5(1)	6(1)	3	3		2	21(4)
36	1	1(3)	(1)	1	4	1	1	9(4)
37	1(1)	5	4(1)	1(1)	3			14(3)
38	3	(2)	1		3			7(2)
39	2	(1)	1	1	1		(1)	5(2)
40	3(1)	2(2)		1	1	2	1(1)	10(4)
41	3(3)	2	4(1)	1			1	11(4)
小計	15(7)	15(9)	16(4)	8(1)	15	3	5(2)	77(23)

注) 1. 湯川家「小作帳」より作成。

2. () 内が農民組合員。

おきたい。
(2) 争議期 (一九二九—三

四年)。この時期は、(1) 第

一次争議期 (二九—三一

年) と(2) 第二次争議期 (三

一—三四四年) に二分される。

(1) 一九二九年時点における湯川家の小作人は四七名

であり、そのうち第一次争議には一八名が関係した。¹⁵

その小作料額は、全体の約四〇%にあたる五八・七九石である。二九年と三〇年度はこれがすべて未納のままであった。そのほか一般の 小作人も一四~一七石の未納米を出したために両年

度の未納米は七〇石を越えた。一方、兩年度とも作柄は良好であったにもかかわらず、一割五分から二割の負引が行なわれた。この結果、小作料收取額は、二九年度五七・七五石、三〇年度五四・七五石という慘憺たる状況に陥つたのである。

(2)第二次争議には一五名の小作人が加わっていた。つまり第一次争議から三名が脱落したわけである。ただ、そのうちの七～八名は、争議期間中立禁処分を受けており湯川家との関係は一時切れていた。また、三三年度になると、三二年度と同じ八名の農民組合全員が未納米を出しているが、小作料全額を未納にしていたのは二名のみであった。さらに、三四年度には農民組合員で未納米を出した者は四名に減少した。このように、第二次争議では、農民組合の組織的弛緩を反映して未納米はかなり減少した。それでも負引が、不作の三二年、三四四年にはやはり増加したし、一・六町歩前後の立禁地（その小作料額は、三二年二一・九五石、三三年二五・一七石、三四二五・一〇石であつた。仔細は不明であるが湯川家の場合、立禁地の大半は土地会社の直営地になつていていたようである）もかかえていた。そのため、小作料收取額の回復も、三二年度六九・一四石、三三年度九八・八八石、三四年度八七・七一石、と緩慢にならざるをえなかつた。

湯川家の小作人支配はこの時期、明らかに破綻していた。しかも、それは単に争議のためだけではなかつた。一般の小作人も、争議には直接関係しなかつたがその支配を動搖させる動きを示していたのである。

第一に、小作料の納入の遅延化である。指摘するまでもなく、この時期に湯川家が收取した小作料はほとんど一般の 小作人からのものであった。特に二九年、三〇年、三一年はすべてがそうであると言つてよい。そこで、この三ヶ年について翌年度納入分を見ると、順に四五・七%，一九・三%，四五・〇%となるのである。

第二に、未納米を出した小作人のなかに非農民組合員がかなり含まれ、しかもその一人当りの額も全体的に増加した。すなわち、二九年から三四年にかけての六年間に未納米を出した小作人は、のべ六一名に及んだ（以下もすべてのべ人数）。争議前の五年間では三四名であったから、年平均で倍近く増加したことになる。さらに、未納米の額を見ると、例えば五斗以上の未納米を出した小作人は三四名、一石以上も一二名を数えたのである。こうした多額の未納米を出す一般の小作人は、もちろん争議前にはほとんど存在しなかつた。

このように一般の小作人が自立性を強めたのは、おそらく御坊争議をきっかけにしていたに相違ない。御坊争議の一つの意義はこの点にも求められる。

(3)争議後（一九三五一四一年）。都合八年間のうち反収が二石を切ったのは三七年と四〇年の二ヶ年だけであったようだ（四一年の反収は不明であるが、三一・七四石という負引額から推して二石を下回っていたかもしれない）、この時期は生産力的には比較的安定した時期であった。そうした中での小作料收取状況の特徴は、以下の三点に整理できる。第一に、負引額の動きに小さいながらも変化が見られることである。例えば、三五年と三九年は、反収が一・九九石、二・二五石であり決して不作ではなかつた。しかるに、ともに二〇石前後の負引が実行されたのである。第二に、小作料の納入時期では、三五年、三六年はまだ遅延傾向が続いたが、以降第二次大戦直前の四〇年までは、翌年納入分も一〇%を割つており争議期と比較すると明らかに早期化した。

右の二つの事実による限り、湯川家の小作人支配は、その一定の譲歩を前提として再度安定化したかのように見える。確かに、先鋭的・組織的な階級対立はすでになくなつていた。だが、その一方では、以下のような事実も存在したものであつた。

問題は、第三の特徴、すなわち未納米の動向である。争議が終息し、また一方で若干ながら負引が増加したにもかかわらず、第19表に見る如く、湯川家は毎年無視できない額の未納米をかかえていたのである。この事態は、例えば、筆者が先に検討した植賀家（兵庫県三原郡賀集村）の、同一時期の小作料收取状況とは著しく異なる。⁽¹⁷⁾ 同家の場合、大正末期の争議に直面したが、それを協調体制への移行によって解決した後、昭和期を通して未納米はほとんど無視しうる状況になった。植賀家と湯川家のこの相違は一体何を意味するのか。

そこで、争議後の、未納米を出した小作人の性格を見てみよう。まず、①三五年から四二年の八年間に未納米を出した小作人はのべ一〇〇名に達する。争議期は六年間で一一七名であるので年平均では相当減少したが、しかし、一般の、小作人に限定すれば、争議期の六一名に対して、当該時期は七七名であり僅かに増加した。さらに、②未納米の額で見ると、一石以上の者は争議期の一、二名に対して八名とやや減少したものの、五斗以上では争議期の二、四名に対して三一名と、年平均で若干ではあるが増加さえしていたのであった。

ところが、③もとの農民組合員の場合、これと対照的な動きを示していたのである。まず、未納米を出した者は、年せいぜい四名であった。争議期はもちろんのこと、争議前に比べてもその人数は半減した。また、未納米の額では、ほとんどが三斗未満という状況であった。

争議によつても小作条件が基本的に変化しなかつた上に、争議前後の農業構造の変化も、とうてい高率な小作料支払を軽減するほど急激なものではなかつたことを考慮すれば、右の①②も当然の事態と言わねばならない。争議を引き金とした階級矛盾の深化は、一般の小作人に関する限り、争議が終息した後も何ら緩和されることはないのである。

しかしながら、御坊争議自体の残滓はほぼ消失していた。すなわち、争議で屈服した農民組合員は、実際、争議後も完全に屈従を余儀なくされたのであった。農民組合の解体、小作条件の再編＝制裁規定の明確化など争議の終息の仕方がその決定的な要因であったことは言うまでもない。だが、いずれにしても、実際に争議を開いたことが、このよう、その後に負の遺産しか残さなかつた、という事情は注目に値する。ここに御坊争議の核心的な問題性が露呈しているのである。

(1) 前掲「和歌山県日高郡御坊争議ノ概要」。

(2) 和歌山県「小作争議台帳」(和歌山県史編纂室所蔵)。

(3) この争議を契機に、小中部落でも「小中農事協調会」という協調機関が作られている。その実体は、各々三名の委員によって構成された検見委員会であるが、委員の選出方法に極めて注目すべき特徴があつた。通例なら各階層が自ら代表を選出するが、小中では、階級融和をさらに促進するという名目で、地主が小作側委員を、そして小作は地主側委員をそれぞれ選出するという方法をとっていたのである(ただし自作農は「農事協調会」には入っていないかったようである)。これは、小作農民の自立化の限界性を意味していた。従つて、こうした「協調体制」は長続きするはずではなく、御坊争議が解決する頃には、「地主の反発によつてすでに機能しなくなつてゐたようである(以上は、津村菊男氏「一九〇〇年生れ、一九四六—四八年に小中部落の部落長に就任した」からの聞き取りによる)。

(4) 塩路家の小作人で後に農民組合に加入した者は、「五名(関係田畠二五筆)」にのぼる(『全農日高同盟文書綴』)「和歌山大学紀州経済文化史研究所所蔵)。

(5) 谷口恒一『紀州日高地方における地主制資料』一九七四年。なお、同資料は、谷口氏が各地主の土地所有規模を各町村の「土地台帳」から一筆一筆集計したものである。集計の精度はかなり高いと思われるが、「土地台帳」の残されていないところは除外されているので、特に大地主の場合、実際より小さ目な土地所有規模が示されている可能性がある。

(6) 以下は、現当主・全亮氏(一九〇〇年生まれ)からの聞き取りによる。

(7) 他に、湯川村上富安部落六・二反(小作料額八・三石)、同下富安部落一・四反(三・九石)、同財部部落一・九反(三・一石)、不明一・五反(二・五石)の貸付地があつた(塩路家「小作料取帳」——ただし以上は耕地のみ)。特徴として、所有地の分散性が指摘できる。

(8) 当地域の小作慣行では、小作料の納入期日は二月末日であった。

- (9) 一九一六年度の田の貸付地は四町七反三畝、そしてこの小作料額は七三・七石であった。ちなみに、他の土地の面積と小作料額も示すと、畠一・四反（一・六石）、宅地一・一反（一・五石）、砂山七畝（四・三斗）である。
- (10) 『日高町誌』上、一九七六年、六四七一八頁。
- (11) 谷口恒一「日高地方における地主制資料」その一、一九六八年、一一七—一一〇頁。
- (12) 以下は津村菊男氏からの聞き取りによる。
- (13) 『日高町誌』下、一一〇四頁。
- (14) 第19表が示す当該期の状況には、実は重大な問題がある。というのは、湯川家の土地所有規模は、第18表に見る如く一九二三年から二八年にかけて約一・五町減少した。しかるに、契約小作料額は、同期間、年度ごとの変動はあるものの特に傾向的变化は現われていないのである。これは、三二・三年頃、処分された土地の「小作帳」が整理されたためであった（湯川家では「小作帳」はノート一頁に一筆一筆記帳されていた）。従って当然、第19表の数字は当該期の全体的な状況を示してはいない。このことは、争議期についても同様であるが、併せて留意を要する。
- (15) 塩路家の場合も、従つて、大正末期に未納米を出していたのは、後で農民組合に加入する小作人が中心であったと推察される。
- (16) 注14で説明したような問題があるためこれは実数ではない。ただ、湯川家の小作人で農民組合に加入した実際の人数は、二一名（関係田畠六〇筆）であった（前掲「全農日高同盟会文書綴」）。三名の差にすぎないので、以下の分析も決定的ない問題はないと考える。
- (17) 拙稿「近畿先進農業地域における後浪期地主制の構造」（『土地制度史学』第八九号、一九八〇年）。

七 結びにかえて

〔二〕 御坊争議の一般性と特殊性 本稿では、御坊争議を素材として昭和恐慌期における小作料減免争議の特質の一端を明らかにしようとした。一事例であるが、冒頭で提起した争議の構造と性格に関わる問題については、一応の解答が得られたと考へる。ただ、御坊争議の位置づけが、別個に検討されるべき問題としてなお残されている。本来なら他の事例も加えて一般的検証を行なうべきところであるが、ここではあえてそうした方法はとらない。肝心な点

は、御坊争議の基本的特質に関わる問題が、総体としてその構造・性格をいかに規定していたかを理論的に考察することだからである。と言えば、直ちに、御坊争議では、争議に対するいわゆる「部落問題」の規定性が核心的な問題であることが理解されよう。

二つの問題について考察してみる。

(1) その一つは、争議主体の孤立あるいは地主側の徹底した強硬姿勢の問題である。それが決定的な要因であったかは別にして、ここに未解放部落民に対する一般農民と地主の差別の問題を見て取ることは容易である。けれども、單に争議主体の孤立化⁽¹⁾と地主攻勢の激化というだけであれば、それはほかならぬ昭和恐慌期の一般的特徴でもあった。また、水平運動と重層的とも言える関係にあつたとはい、争議自体は、徹底して「経済」の論理に立脚していたし、その中身に「身分闘争」的要素は全く存在しなかつた。その点で、未解放部落であるが故の諸特質は、差別問題が一般農民層の争議への参加を阻止したという特殊性を別にすれば、むしろ一般的傾向をより鋭角的に露呈したものと理解されるのである。

(2) 第二は、争議主体の階層性と争議の論理に関わる問題である。恐慌下争議の一つの重要な特徴は、争議規模の縮小にあつた⁽²⁾。これは、前述の如く、貧農・半プロ層が新たに争議に加わってきた反面、それを上回る規模で、中農層、特にその上層が体制内化したことによる反対であった、と一応理論的には想定できる。恐慌による在村小地主の窮迫化、加えて労働市場の縮小による農業不利化意識||「V」意識の稀薄化が、その要因であった。従つて、恐慌期の争議は、全体として、小作農民が生存可能なギリギリの状態から起ち上がるという「生活防衛」的性格を著しく強めた、ところも一応推察される。

もちろん、大正末期でも、争議の発生は村落構造と密接に関連していた。だが、昭和恐慌期になると、在村小地主の窮迫化——場合によつては小作農民層をも凌ぐ——という事態によつて、村落のあり方が争議の起否を規定する度合はさらに強まつたのである。それは、例えば、争議規模の縮小が、一般的に「先進地域」よりも「中間地域」で激しかつたという事実⁽³⁾にも伺えた。

とすれば、御坊争議の関係地域の特殊性も次のように把え直すことができる。まず、①関係地域がすべて不在地主型村落であったことは、右の争議に対する阻害条件からそれだけ自由であったことを意味する。そこでは、階級矛盾の先鋭化がそのままストレートに争議に結びつくのである。また、②水平運動の経験が、階級矛盾と争議のこの関係をさらに直線化する方向にはたらいたことは言うまでもない。

ただ、③一方では、それ故に、上述の中農農の動向が特殊に示されているのではないかという問題が残る。しかし、この点でも、争議が未解放部落の争議であったことが重要な意味を有する。そこでは、中農層といえども、大正末期の争議で主導的役割を担つた層とは性格がかなり異なり、大半は、經營的前進の可能性もほとんどなく、恐慌期には従つて当然、生存可能なギリギリの状態に陥つていたと推測されるような存在であつたからである。

このように考えれば、未解放部落民のみの争議であつたという御坊争議の特殊性は、かえつて昭和恐慌期における階級矛盾の性格とありようをあらわに示して いた、と言えよう。また、争議の展開でも、①終始小作人側が困難な闘いを強いられたこと、②そのため争議がある局面では非常に激烈化した上に、長期に及んだこと、しかし③結局は、旧来の小作条件を変えられなかつたのみならず、農民組合の分裂・解体といふじめな結末に帰結したこと等々は、恐慌期の一般的特質⁽⁴⁾を浮き彫りにしていたと思われる。もとより、御坊争議の事例のみで恐慌下争議の構造と性格を

全面的に論じることはできない。が、少なくとも、そこに一つの典型的な姿が具現していたことだけは疑いないのである。

〔二〕 昭和恐慌期の「危機」状況把握との関連でさて、では、昭和恐慌の歴史的意味との関連で本稿の分析からいかなる論点が引き出しうるか。最後に、この点についても若干の考察を加えておきたい。

(1) 昭和恐慌期が、全体として争議の困難化・消極化した段階として特徴づけられることは繰り返し述べた。従つて、御坊争議も、まず、そうした状況下で生起したこと——つまり、孤立していたとはいえ中農・下層と一部の貧農・半プロ層の運動主体としての台頭——自体積極的に評価されるべきである。また、湯川家の例でも明らかに如く、一般の小作人の自立化あるいは地主の土地売却の急調化等、地主小作関係に対する争議の直接的影響も確かに存在した。

だが、ここで問題なのは、こうした争議一般、地主的土地位の後退一般ではなく、まさにその中身である。となれば、以下の点が御坊争議の本質に関わる問題として特に注目されねばならない。すなわち、(1)弱さの裏返しとしての争議の激烈性、(2)旧来の小作条件の継続とその下での制裁規定の明確化・明文化、(3)農民組合の解散等経済的民主化の一切の否認、そして(4)こうした闘いの当然の帰結たる、争議後における小作人側の完全な沈黙。さらに(5)政治的側面では、小作人側の憲兵隊への調停依頼、すなわち状況次第で争議主体が抑圧機関にさえ易々とすり寄っていくという、すぐれて親体制的な展開を示したこと。ここに着目すれば、御坊争議の内実・成果が大正末期の争議に対比して極めて貧困・退要的であったことは疑いないのである。

地主の争議への対応の相違がその基本的原因であつたが、ただそれだけではない。争議主体の階層性の変化も、その孤立化と相まって争議の足腰を弱めた。また、政治的には、貧農・半プロ層が天皇制国家の支配秩序から自由であ

昭和恐慌期の小作争議

るといふこともなかつた。そうした意味で、ある程度の経営的前進を実現しつつあつた中農層こそが、戦前段階では、地主小作関係を真に変革する力量を持ち得た、とやはり言わざるをえないものである（もちろん、その「変革」の内容に關わつて、争議の要求基準が農村日雇賃金水準に限界づけられていたという中農層の小ブル的限界は厳然として存在したが⁽⁵⁾）。

(2) 以上の点を、「運動」と「支配」の対抗というディメンションで概括すれば、大正末期における「体制の論理」と「階級の論理」の鋭い緊張關係→前者の変質——つまり、協調体制の拡延を支配原理とする民主化の進展——に対して、昭和恐慌期は、前者の後者に対する優勢化→圧倒、ということにならう。昭和恐慌期には小作立法の企図さえ消滅するという周知の事実も、一面ではこうした争議の後退に照應していたのであつた。

昭和恐慌期における「危機」の現実的基礎も、従つて、基本的に二〇年代型争議の動態に求めることはできない。土地争議の激発・熾烈化、あるいは御坊争議にも示現して いたように、小作料減免争議にしても、ともに窮迫化した零細地主と小作農民が相い争うという深刻さを持つに至つたこと——そのため国家の争議に対する調停・方向づけも困難化せざるをえない——等々、それはむしろ地主の動向の変化によつて惹起せられたのであつた。

昭和恐慌を画期に、一方では、國家の農民支配の反動化（土地政策の展開、小作調停制度の運用過程に見られる）が進展しつつ、にもかかわらず（いな、それ故にと言うべきか）支配体制のファシシヨ的再編が必然化した——つまり、それほど「危機」が先鋭化していた——という点も、右のような階級対抗のありようを踏まえてはじめて整合的に理解しうるのである。

(1) 前掲、拙稿「昭和恐慌期の小作争議状況」。

(2)

同右。

(3)

同右。

(4)

同右。

(5)

前掲、拙稿「小作争議と地主制の後退」。

(6) 昭和恐慌期の「危機」状況に関する筆者の理解については、前掲、拙稿「戦前土地政策の歴史的性格」および「『協調体制』論をめぐる若干の問題」(日本現代史研究会「現代史通信」再刊第二号、一九八一年)を参照。

(7) 詳しくは、同右論文参照。